

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

#### I 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、 「フォローアップ」(2022年6月7日閣議決定)

2021事務年度、「新しい資本主義実現会議」において、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けた施策の議論を経て、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「フォローアップ」が策定された(2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照)。

#### II 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月7日閣議決定)

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太方針2022)が取りまとめられた(2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照)。

#### III 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(2022年6月7日閣議決定)

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議での議論を経て、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定された(2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙3参照)。

#### IV 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月7日閣議決定)

2020事務年度は、2021年9月のデジタル庁の創設を見据え、デジタル社会形成基本法(2021年9月1日施行)に基づく重点計画を先取りするものとして、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年7月17日閣議決定)を全面的に改訂する形で「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定された(2021年6月

18日閣議決定)。

2021 事務年度は、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組む構造改革や個別の施策等を示す観点から、「デジタル社会の実現に関する重点計画」が改定された(2022年6月7日閣議決定。金融庁関連の主な施策については別紙4参照。)

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

## ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

### I. 資本主義のバージョンアップに向けて

### II. 新しい資本主義を実現する上での考え方

### III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

#### 1. 人への投資と分配

##### (1) 賃金引き上げの推進

##### (2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

##### (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う。

働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を試算できる公的年金シミュレーターを本年 4 月に導入したが、民間アプリとの連携を図り、私的年金や民間の保険等を合わせた全体の見える化を進める。

##### (4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援

## (5) 多様性の尊重と選択の柔軟性

### ②男女間の賃金差異の開示義務化

正規・非正規雇用の日本の労働者の男女間賃金格差は、他の先進国と比較して大きい。また、日本の女性のパートタイム労働者比率は高い。

男女間の賃金の差異について、以下のとおり、女性活躍推進法に基づき、開示の義務化を行う。

- ・ 情報開示は、連結ベースではなく、企業単体ごとに求める。ホールディングス（持株会社）も、当該企業について開示を行う。
- ・ 男女の賃金の差異は、全労働者について、絶対額ではなく、男性の賃金に対する女性の賃金の割合で開示を求めることとする。加えて、同様の割合を正規・非正規雇用に分けて、開示を求める。

（注）現在の開示項目として、女性労働者の割合等について、企業の判断で、更に細かい雇用管理区分（正規雇用を更に正社員と勤務地限定社員に分ける等）で開示している場合があるが、男女の賃金の割合について、当該区分についても開示することは当然、可能とする。

- ・ 男女の賃金の差異の開示に際し、説明を追記したい企業のために、説明欄を設ける。
- ・ 対象事業主は、常時雇用する労働者301人以上の事業主とする。101人～300人の事業主については、その施行後の状況等を踏まえ、検討を行う。
- ・ 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載事項にも、女性活躍推進法に基づく開示の記載と同様のものを開示するよう求める。
- ・ 本年夏に、制度（省令）改正を実施し、施行する。初回の開示は、他の情報開示項目とあわせて、本年7月の施行後に締まる事業年度の実績を開示する。

## (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革を進め、新しい資本主義が目指す成長と分配の好循環を生み出すためには、人的資本をはじめとする非財務情報を見える化し、株主との意思疎通を強化していくことが必要である。

米国市場の企業価値評価においては、無形資産（人的資本や知的財産資本の量や質、ビジネスモデル、将来の競争力に対する期待等）に対する評価が大宗を占める。これに対し、日本市場では、依然として有形資産に対する評価の比率が高く、企業から株式市場に対して、人的資本など非財務情報を見える化する意義が大きい。本年内に、金融商品取引法上の有価証券報告書において、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標や目標の記載を求める等、非財務情報の開示強化を進める。

他方で、日本の上場企業のCFOに対するアンケート調査によると、サステナビリティ情報開示に向けた課題として、「モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定」、「企業価値向上との関連付け」、「必要な非財務情報の収集プロセスやシステムの整備」と回答した企業が多い。

このため、企業側が、モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定、企業価値向上との関連付け等について具体的にどのように開示を進めていったらよいのか、参考となる人的資本可視化指針を本年夏に公表する。

また、今後、資本市場のみならず、労働市場に対しても、人的資本に関する企業の取組に



ついて見える化を促進することを検討する。

人的資本以外の非財務情報についてもその開示は重要であるので、価値協創ガイダンス等の活用を企業に推奨していく。

## **2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資**

### (1) 量子技術

### (2) AI実装

### (3) バイオものづくり

### (4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等

### (5) 大学教育改革

### (6) 2025年大阪・関西万博

## **3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進**

### (1) スタートアップ育成5か年計画の策定

#### **③個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環**

2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。

#### **⑥創業時に信用保証を受ける場合に経営者の個人保証を不要にする等の制度の見直し**

起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、8割の方が個人保証を挙げている。創業時に信用保証を受ける場合には、経営者による個人保証を不要にする等、個人保証の在り方について見直す。

すなわち、経営者による個人保証を徴求しない創業時の新しい信用保証制度を創設する等、金融機関が個人保証を徴求しない創業融資の促進措置を講ずる。

さらに、今後の中小企業金融の方向性について検討を行い、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年度内に取りまとめる。

#### **⑦IPOプロセスの改革実行とSPACの検討**

日本におけるIPO1件当たりの調達額は、米国の3億ドル、欧州の2億ドルと比べて、0.6億ドルと小さい。また、日本のIPOでは、初値（上場初日に市場で成立する株価）が公開価格（上場時に起業家が株を売り出す価格）を大幅に上回っている（+49%）。このため、IPOによる起業家の資金調達額が相対的に小さい。

今回、スタートアップ企業の成長を積極的に支援していく観点から、本年4月にIPOプロセスの見直しを図ったところであり、これに基づき、証券業界や競争当局による改革を実

行する。

SPAC（特別買収目的会社）に関しては、導入した場合に必要な制度整備について、グローバル・スタンダードを踏まえて、投資家保護に十分に配慮しつつ検討を進める。

### ⑪未上場株のセカンダリーマーケットの整備

スタートアップが拙速に上場（IPO）することを強いられないよう、非上場のまま、時間をかけて成長することもできる環境を整備する。このため、既存株主が容易に発行済み株式を取引（セカンダリー取引）できるようにすることが重要である。

米国では、プロ投資家を対象に、民間事業者による発行済み非上場株式の売買をマッチングするオンラインプラットフォームが複数存在する。

このため、プロ投資家の対象範囲を拡大するとともに、証券取引所を通さず、証券会社が運営するシステムを使用して取引所のように取引できる私設取引システム（PTS）において、プロ投資家向けに非上場株式を取り扱うことを可能とする等の制度整備を行う。

## （２）付加価値創造とオープンイノベーション

### ①事業再構築のための私的整理法制的整備

日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる。

コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があるかと答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。

欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在する。

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。

### ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

また、投資家保護に配慮しつつ、M&Aを目的とする公募増資の円滑化に向け、来年の夏までに公募増資ルールの見直しを図る。すなわち、上場企業がM&Aを目的として公募増資

を行う場合、原則1年以内にM&Aを実行することや、実行されなかった場合の代替用途を公表することが日本証券業協会の自主規制において求められている。こうした自主規制がM&Aを実行するための公募増資を制限しているとの指摘がある。

#### ④長期的視点で投資ができる企業環境の整備

新しい資本主義への変革の中で、価格競争による過当競争で短期的な収益を得ようとする企業行動から脱却する。このため、320兆円ある企業の現預金を活用して、重要分野への集中的な投資や研究開発を進めることで長期的な企業価値の向上を達成できる日本企業を目指す。引き続き企業統治改革を進めるとともに、投資家とのコミュニケーションの円滑化を図るため、開示制度の充実を進める。

### 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

#### （1）GXへの投資

##### ①新たな政策イニシアティブ

##### iv) 新たな金融手法の活用

国による大規模かつ中期・戦略的な財政出動等と呼び水として、世界のESG資金を呼び込む。グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンスや、イノベーション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせる。

企業の情報開示の充実に加え、ESG評価機関の信頼性向上やデータ流通のための基盤整備等を行う。

#### （2）DXへの投資

### IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

#### 1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討

#### 2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化

#### 3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化

#### 4. インパクト投資の推進

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。

ソーシャルボンド（調達した資金が社会的課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券）

について、プロジェクトの実施による社会的な効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会的課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。

## 5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援

## 6. コンセッション（PPP／PFIを含む）の強化

# V. 経済社会の多極集中化

## 1. デジタル田園都市国家構想の推進

### （1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備

### （2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

### （3）デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保

## 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

### （1）インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築

### （2）ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備

### （3）メタバースも含めたコンテンツの利用拡大

### （4）Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン（トークンという形でデジタル化された証券：デジタル証券）での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。現在、セキュリティトークンのセカンダリー取引は、証券会社との店頭取引に限られているが、私設取引システムにおいてもセキュリティトークンを取り扱うことができるよう、速やかに制度整備を行う。

暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産を新たに追加する際、認定自主規制団体の事前審査に長期間を要している。利用者保護に配慮しつつ、審査基準の緩和を行う。

ブロックチェーン上で発行されるデジタルなアイテムやコンテンツ等のうち、同種のもの複数存在する場合、それが暗号資産に該当するかが不明確である。決済手段としての経済機能を有するか否か等を念頭に、解釈指針を示す。

## 3. 企業の海外ビジネス投資の促進

## VI. 個別分野の取組

### 1. 国際環境の変化への対応

#### (1) 経済安全保障の強化

#### (2) 対外経済連携の促進

### 2. 宇宙

### 3. 海洋

### 4. 金融市場の整備

#### (1) 四半期決算短信

金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に「一本化」することとし、具体策を本年内に検討した上で、関連法案を提出する。

#### (2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成

国際金融センターの実現を目指し、今後、より多くの海外の金融事業者を日本の金融資本市場に呼び込むため、プロモーションや登録審査等を全て英語で行う「拠点開設サポートオフィス」を通じたビザ取得・AI多言語翻訳技術の活用等による外国語対応・住宅や医療等の生活面を含む官民一体の金融創業支援を進める。

これにより、運用能力の高い海外金融事業者や高度金融人材の誘致を図り、雇用創出や経済活性化を実現するほか、国内事業者や国内人材との交流を進め、アセットマネージャーを含む高度な金融人材の育成・拡大を進める。また、新たに資産運用業を行う事業者の資金繰り支援のため、信用保証制度の対象に資産運用業者を追加する。

#### (3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し

昨年の銀行法等の改正により、業務範囲が限定的だった銀行グループは、デジタル化や地方創生等に資する業務を行うことができるようになった。これを踏まえ、銀行の新事業の実施状況をフォローアップしつつ、銀行がデジタル化や地方創生等に資する事業に積極的に取り組むよう促す。

また、金融機関によるワンストップの融資・資金調達を図る観点から、銀証ファイアウォール規制（金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制）について、顧客が外国法人や上場企業等である場合にはその同意を不要とする等の見直しを行った。今後、中堅・中小企業等の情報に関する銀証ファイアウォール規制について、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害の防止に留意しつつ、その取扱いについて検討する。

#### (4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進

家計による資産形成を進める上で、より適切な助言や勧誘を金融機関から受けられるよう

にすることが重要である。

金融商品取引法上、助言の対価の有無により適用されるルールが異なり、同様の助言であっても、收受する手数料等の整理によって制度上の取扱いが異なること等から、証券会社等によるコンサルティング・アドバイスに係る柔軟なビジネスや手数料の設計を妨げている可能性が指摘されている。このようなコンサルティング・アドバイスに係るビジネスを進展させつつ、顧客本位の業務運営の観点から国民の安定的な資産形成に資する適切な助言や勧誘が行われるよう、制度等の見直しを図る。

顧客の利益につながる金融商品の供給を資産運用会社等に促すため、プロダクトガバナンス（顧客ニーズに沿った金融商品組成や手数料設定、適切な商品選択に資する情報提供、これらの評価及び検証等を行うこと）の推進やその確保のための資産運用会社等のガバナンス強化に向けた措置を講ずる。

### **(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換**

D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

## **5. グローバルヘルス（国際保健）**

## **6. 文化芸術・スポーツの振興**

## **7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出**

# **VIII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み**

## **1. 工程表の策定とフォローアップ**

## **2. 官と民の連携**

## **3. 経済財政運営の枠組み**

(以 上)

# フォローアップ

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

### 1. 人への投資と分配

#### (1) 賃金引上げの推進

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

##### (取引適正化)

- ・中小事業者における労務費、エネルギーコスト、原材料価格等の上昇分の取引価格への円滑な転嫁に向けて、3月と9月を「価格交渉促進月間」として設定するとともに、価格転嫁や価格交渉の状況をフォローアップし、業種別のスコアリングによる順位公表や下請中小企業振興法に基づく指導・助言を行う。また、下請Gメンによる個別ヒアリングを年間1万件行い、業種別ガイドラインや業界団体による自主行動計画の策定等を促す。さらに、2022年度に知財Gメンによる知財取引での個別ヒアリングを行い、下請中小企業振興法に基づく指導・助言を行う。
- ・2026年の約束手形の利用廃止に向けて、2022年秋までに業界団体の具体的なロードマップの自主行動計画への反映状況と2026年の手形交換所での約束手形取扱い廃止の可否に関する金融業界の検討状況を共にフォローアップする。

#### (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

新しい資本主義実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

#### (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

新しい資本主義実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

### 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

#### (1) スタートアップ育成5か年計画の策定

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

##### (スタートアップの創業等支援)

- ・転籍や兼業・副業、出向といった様々な形での、大企業からスタートアップを含む地域企業への人の流れを創出するため、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォームにおける大企業の人材リストについて、経済団体との連携等により早期に1万人規模に拡充するほか、経営人材を確保した地域企業への補助を行い、地域金融機関による人材マッチングを推進する。

- ・従来の目線では評価が困難なビジネスモデルを有する企業について上場審査を円滑に行う観点や上場維持基準の純資産要件が上場企業の適切なリスクテイクを阻害しないものにする観点から、東京証券取引所において上場ルールについて必要な検討を行い、2022年度中に結論を得る。
- ・スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に資するよう、投資信託協会において投資信託のスタートアップの株式を含む非上場株式の組入れに係る評価方法等の検討を進め、2022年度中に結論を得る。
- ・東京証券取引所においてスタートアップのダイレクトリスティング利用の円滑化策について検討し、2022年中に結論を得る。

## **(2) 付加価値創造とオープンイノベーション**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(中小企業の成長支援等)**

- ・「中小企業活性化パッケージ」を着実に実行するとともに、収益力改善支援の実務や着眼点を整理した実務指針の策定、中小企業活性化協議会と信用保証協会の連携強化等パッケージの更なる実行加速化に向けた施策について検討し、2022年度中に結論を得る。
- ・事業再生支援等に係る金融機関等の取組を促すため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく金融機関等による事業再生計画の策定支援や保証債務整理の状況についてフォローアップを行う。

### **(知的財産・標準活用戦略の推進)**

- ・知的財産への投資等についての開示や取締役会による実効的な監督が盛り込まれた2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて策定された「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」(令和4年1月策定)の普及を図る。また、企業との対話を通じ知的財産・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策を検討し、2022年度末までに結論を得る。

## **4. GX (グリーン・トランスフォーメーション) 及びDX (デジタル・トランスフォーメーション) への投資**

### **(1) GXへの投資**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(エネルギー・産業構造転換に向けた環境整備、投資促進策)**

- ・金融機関の顧客企業での実効性のある気候変動対応を促すため、コンサルティングや成長資金の提供など金融機関の顧客企業に対する支援の進め方を示したガイダンスを2022年早期に策定するとともに、取組事例の提供などにより地域金融機関等を支援する。



また、トランジションに向けた産業と金融の対話が建設的に進むよう、取組事例の提供を行う。

## **(2) DXへの投資**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(キャッシュレス利用環境の整備)**

- ・中央銀行デジタル通貨（CBDC）について、2021年度に日本銀行が実施した基本機能に関する概念実証の結果や現在実施中の周辺機能に関する概念実証の進捗を踏まえつつ、引き続き各国と連携し、CBDC発行の実現可能性や法制面での検討を進める。

### **(企業等のDXの推進)**

- ・取引行為全般のデジタル化のためのデータ連携の仕組みや、モビリティやスマートビルなどで実空間の位置を特定する「3次元空間ID」を活用した空間・建物情報を共同利用できる仕組みについて、2022年度から、相互連携に必要となるシステム全体の共通技術仕様であるアーキテクチャの設計・検証を順次実施するとともに、その実装に向けた技術開発や実証事業を行う。
- ・(略) また、マイナンバー制度の利活用、マイナンバーカード及びGビズID、Jグランツ等の普及促進により行政サービスのデジタル化を進める。

### **(サイバーセキュリティ)**

- ・2022年中に、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（平成31年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を改定し、障害対応体制の強化、安全基準等の整備及び浸透、情報共有体制の強化等を進める。
- ・金融機関のサイバーセキュリティやシステムリスクの管理態勢を検証し、その強化を促すため、検査要員の増員等の検査・監督体制を強化するとともに、金融機関の共通課題や取組事例を業界団体を通じて周知する。
- ・金融機関のサイバーレジリエンス強化のため、金融機関のみならずその外部委託先等への攻撃を勘案したより高度なシナリオの下でのサイバー演習を実施する。

## **II. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築**

### **III. 経済社会の多極集中化**

#### **1. デジタル田園都市国家構想の推進**

##### **(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進**

###### **①食料安全保障の確立に向けた、みどりの食料システム戦略など農林水産業の振興**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講

ずる。

#### (スマート農林水産業など農林水産業の成長産業化)

- ・スマート農業を推進する地域コンソーシアムの組成に当たって地方大学や地域金融機関等の積極的な参加を促すため、スマート農業関連の事業採択での参加の加点化を行う。

### ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

#### (地域中小企業の支援強化)

- ・REVICにおいて、新型コロナウイルス感染症等の影響により債務が過大である事業者等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給・債権買取等を強化する。また、地域交通などの地域に欠かせない中核的な企業への支援や観光等での面的な再生案件等への支援を重点的に行う。
- ・地域金融機関による地域の中小企業・小規模事業者支援の加速化のため、2022年度に、AIやICTを活用した支援の方法や業種ごとに共通する典型的な再生支援手法を研究し、その研究成果の普及・促進により、金融機関の事業者支援能力の向上を支援する。
- ・地域企業の事業再生・事業承継の円滑化に資するよう、日本証券業協会において非上場株式の移転促進のための制度整備について検討し、2022年度中に結論を得る。

## 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

### (4) Fintech の推進

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・資金移動業者の口座への貸金支払について、貸金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

## IV. 個別分野の取組

### 4. 金融市場の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

#### (国際金融センターの実現)

- ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAIS（保険監督者国際機構）の2023年年次総会などを我が国において開催し、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督の在り方などの国際的な議論を積極的に主導する。

- ・私設取引システム（PTS）について、投資家保護を前提にしつつ、上場株式の売買高等の上限の見直しを検討し、2022 年度中に結論を得る。

#### **（金融機関の取組を通じた貯蓄から投資への促進）**

- ・家計での資産形成に際して金融商品取引業者等から適切な助言や勧誘を受けることができるよう、金融商品取引業者等の助言や勧誘・説明の業務に係る制度整備やデジタルツールを活用した顧客への情報提供の充実等について検討し、2022 年度中に結論を得る。
- ・顧客の利益につながる金融商品の供給を資産運用会社等に促すため、プロダクトガバナンス（顧客ニーズに沿った金融商品組成や手数料設定、適切な商品選択に資する情報提供、これらの評価及び検証等を行うこと）の促進やプロダクトガバナンスの確保のための資産運用会社等のガバナンス強化、ファンドの運用管理の適切性の確保などの資産運用業等の高度化に向けた制度整備について検討し、2022 年度中に結論を得る。
- ・成年年齢引下げや高校新学習指導要領の実施を踏まえ、高校家庭科で金融教育に関する指導教材を用いたモデル授業を実施するとともに、資産形成を含む金融リテラシー向上に資する教材等の作成・提供やセミナーの実施等による情報発信を行う。

#### **（サステナブルファイナンスの推進）**

- ・ESG 市場の信頼性向上に向けて、資産運用会社に対して適切な運用プロセスの構築・明確化や開示の充実、顧客への丁寧な説明などを一層求めていくため、2022 年度末を目途に監督指針について所要の措置を講ずる。
- ・有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報や取締役会等の活動状況に関する情報の記載欄を設けることを検討し、一定の結論を得る。
- ・国際会計基準（IFRS）財団において、我が国の企業の強みが表れるサステナビリティ項目の基準が策定されるよう、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて IFRS 財団への意見発信を行う。

#### **（コーポレートガバナンス）**

- ・金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して取引所の四半期決算短信に「一本化」するとともに、「一本化」する四半期決算短信の位置付け（義務付け、開示内容、監査・レビューの在り方等）について、四半期以外の適時開示の在り方とあわせて 2022 年中に検討する。
- ・企業家精神の発揮に向け、執行側と監督側双方の機能強化を図るべく、経営戦略策定に関する枠組み、業務執行権限の移譲と独立性の高い監督の仕組み等についてのベストプラクティスを示すため、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGS ガイドライン）を 2022 年夏までに改訂し、その普及・浸透を図る。
- ・会計基準について、日本基準を国際的に整合性のとれたものとするなど品質の向上を図るとともに、我が国の考え方を IFRS に反映するなどの取組強化等により IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。
- ・中小監査法人における上場会社の監査の品質確保を促すため、2022 年度中に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の改訂の方向性について

て結論を得る。

- ・東京に事務局を置く監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の副議長国として、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に関する議論を積極的に主導する。

### （金融 DX の推進）

- ・ノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から必要な対応を講じつつ、2022 年度中に実現する。また、2027 年の全銀システム更改に向けて、幅広い関係者の参画を得ながらその基本方針の検討を進める。
- ・銀行による中小企業への一層のデジタル化支援や、各地域での官民が連携した DX 推進の取組への地域金融機関の積極的な参画など、地域金融機関による面的・一体的な地域の中小企業の DX を推進する取組を後押しする。
- ・データを活用し金融機関に対して企業への金融面の支援を促すため、2022 年度中に金融機関が保有する粒度の高いデータを効率的に収集し外部データと組み合わせて分析する実証実験を行い、課題を整理する。
- ・利用者保護やマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）を図りつつ、金融イノベーションを促進するため、早期にステーブルコインに関する制度整備を行うとともに、ブロックチェーン技術に関する国際連携や共同研究などを行う。
- ・我が国のマネロン等対策について、国際公約である FATF（金融活動作業部会）が求める水準まで高度化するため、関係省庁とも連携しながら金融機関等の検査・監督態勢を強化するとともに、政府広報によるマネロン等対策の周知を徹底して行う。あわせて、マネロン等対策の中核的業務である取引モニタリング等の共同化のため、早期に為替取引分析業に係る制度整備を行う。

## 8. 循環経済への移行や自然との共生

- ・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）でのルールづくりに主導的に参加するため、パイロット事業に参画する企業の関連活動を支援する。

（以 上）

# 経済財政運営と改革の基本方針 2022

## 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

[令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋]

### 第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### (1) 人への投資と分配

##### (人的資本投資)

(略) 企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む(略)

##### (「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

##### (2) 科学技術・イノベーションへの投資

##### (3) スタートアップ(新規創業)への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPO（注）プロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。（略）

（注）新規株式公開（Initial Public Offering）。

#### （４）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。

同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討していく。

また、「規制・支援一体型の投資促進策」として、省エネ法などの規制対応、水素・アンモニアなどの新たなエネルギーや脱炭素電源の導入拡大に向け、新たなスキームを具体化させる。

加えて、企業の排出削減に向けた取組を加速させるためのGXリーグの段階的発展・活用、民間投資の呼び水として、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用、アジア・ゼロエミッション共同体などの国際展開戦略も含め、企業の投資の予見可能性を高められるよう、具体的なロードマップを示す。

こうした新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。（略）

脱炭素分野で活躍する人材の育成や中小企業・地域金融に対する脱炭素経営の能力向上支援（注1）、資金供給（注2）等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る。（略）

これらのGXを実現するため、グリーンイノベーション基金による支援の拡充や規制改革、国際標準化など、社会システム・インフラ整備に取り組む。グリーンボンド等の環境関連商品が取引されるグリーン国際金融センターの実現を目指すほか、TCFD（注3）等に基づく開示の質と量の充実やトランジション及びイノベーションへの資金供給の支援を進めるなど、サステナブルファイナンス市場の拡大に向けた早急な環境整備（注4）を図り、国内外のESG金融を呼び込む。また、グリーンGDP（仮称）などの研究・整備を進める。

（注1）地域の金融機関や中小企業団体等の支援機関による中小企業の取組の後押しを含む。

(注2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む。

(注3) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。

(注4) 森林由来クレジットの創出拡大、森林リート市場の検討など森林分野等における民間投資促進のための基盤整備を含む。

## (5) デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進する。今後3年間の集中改革期間において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則への適合を目指す。(略) 行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。(略)

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則30を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。(略)

## 2. 社会課題の解決に向けた取組

### (1) 民間による社会的価値の創造

#### (社会的インパクト投資、共助社会づくり)

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。また、社会課題の解決と経済成長の両立を目指す起業家が増えており、ソーシャルセクターの発展を支援する取組を通じて、その裾野を広げるとともに、更にステップアップを目指す起業家を後押しする。

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。休眠預金等活用法(注1) 施行5年後の見直しに際し、これまでの取組について評価を行い、出資や貸付けの在り方、手法等の検討を進め、本年度中に結論を得るなど、必要な対応を行う。SIB(注2) を含む成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success: PFS) を通じて、複雑化する社会課題の効率的、効果的解決を促進し、さらに、社会的インパクト投資資金を呼び込むための環境整備(注3) に取り組む。ソーシャルボンド(注4) について、プロジェクトの実施による社会的な

効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。(略)。

- (注1) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)。
- (注2) Social Impact Bond の略称。成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方自治体からの支払額等に応じて行うもの。
- (注3) 案件形成を含めた複数年にわたる支援の充実や、中間支援組織等との連携促進。
- (注4) 調達した資金が社会課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券。

## (2) 包摂社会の実現

### (3) 多極化・地域活性化の推進

#### (多極化された仮想空間へ)

より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン(注1)上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

そのため、トラステッド・ウェブ(Trusted Web)(注2)の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFT(注3)やDAO(注4)の利用等のWeb3.0(注5)の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバース(注6)も含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン(デジタル証券)での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う(注7)。

- (注1) 分散型台帳とも呼ばれ、特定の帳簿管理者を置かずに、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録していく情報技術。
- (注2) 特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み。やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等の新たな信頼の枠組みをインターネット上に付加するもの。
- (注3) Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。
- (注4) Decentralized Autonomous Organization(分散型自律組織)の略称。中央集権的な存在に支配されることなく、誰でも参加可能な組織であり、取引が自動的にブロックチェーン上に記録されるため、透明性と公平性に富んでいるとされる。
- (注5) 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。
- (注6) コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。



(注7) ステーブルコインに関する制度整備等の安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を含む。

#### (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)

(略) 地域への人材還流を促進するため、(略)「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等(注)を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学金官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。(略)

(注) プロフェッショナル人材戦略拠点と、地域金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組の強化等。

#### (中堅・中小企業の活力向上)

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進(注)する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

(注) 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する。

#### (債務が増大している企業や家計への対応)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対して資金繰り等の支援に取り組んできた中、企業債務が増大していることに加え、原油等の価格高騰の影響を受けている状況への対応に万全を期す。具体的には、地域の中核企業・中小企業・小規模事業者の実情に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るため、返済猶予・資金繰り支援、経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。

あわせて、感染症後に向けた事業再構築を容易にするため、債務がその足かせにならないよう、新たな事業再構築法制の整備を進める。

また、債務が増大している生活困窮者への対応として、2023年1月から償還が始まる緊急小口資金等の特例貸付について、住民税非課税世帯に対する償還免除や償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うとともに、そのための体制の整備を図る。

#### (4) 経済安全保障の徹底

## 第3章 内外の環境変化への対応

### 1. 国際環境の変化への対応

#### (1) 外交・安全保障の強化

#### (2) 経済安全保障の強化

国家・国民の安全を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進する。新たな国家安全保障戦略等の策定に当たり、経済安全保障を重要な課題と位置付ける。基幹産業が直面するリスクを総点検・評価し、脆弱性を解消するための取組を定式化し、継続・深化していく。経済安全保障推進法（注）を着実に施行すべく、速やかに基本方針を策定し、サプライチェーン及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り早期に実施する。

（略）国際情勢の変化等を踏まえたサイバーセキュリティの確保に向けた官民連携や分析能力の強化について、技術開発の推進や制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。政府が扱う情報の機密性等に応じたクラウドの利用方針を年内に定め、必要なクラウドの技術開発等を支援し、クラウド等に係る政府調達に反映する。

国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図るとともに、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から関係省庁の事務の調整を行う枠組みを整備する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する。

（注）経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）。

#### (3) エネルギー安全保障の強化

#### (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

#### (5) 対外経済連携の促進

##### （対日直接投資の推進）

旺盛な海外需要を取り込み、我が国経済の活力や長期的な成長力を高めるため、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化等につながる対日直接投資を戦略的に推進する。（略）我が国のビジネス環境や技術の強み等についての内外への発信を強化する。

その際、海外企業が求める人材育成を強化するとともに、医療、教育等の面での外国人の生活環境の向上、行政手続のワンストップ化・デジタル化による効率化、法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める。また、経済安全保障の観点にも留意しながら、DXやGXの推進、スタートアップの育成などに資する、プッシュ型の重点支援、日本企業の経営力強化のための外資誘致・活用等への支援、海外企業と地域の企業・大学等を結び付ける支援を行う。さらに、より多くの海外の金融事業者を我が国に呼び込むため、国際金融センターの機能を強化する。あわせて、国際仲裁の活性化を図る。

## 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

### 3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止やインテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策等を着実に進める。また、有事に備えた国民保護施策を推進する。金融機関等の検査・監督強化等、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進するとともに、国際基準に対応するための法案を早期に国会に提出する。（略）

## 第4章 中長期の経済財政運営

## 第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

（以 上）

# デジタル田園都市国家構想基本方針

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## 第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

### 1. 取組方針

#### (3) デジタル人材の育成・確保

#### ④ デジタル人材の地域への還流促進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、デジタル人材の育成を行うとともに、育成した人材が都市部に偏在することのないよう、地方への人材還流を促進していくことが重要である。

具体的には、地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進める必要がある。このため、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者などとも連携しながら取組を推進する。

加えて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. デジタル実装による地方の課題解決

#### (2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現

#### ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

## ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

### 【具体的取組】

#### (k) 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年 5 月公表）の活用等を通じて、経営者保証に依存しない融資・保証を一層促進するとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

#### (m) 地域企業を応援するための体制整備

- ・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

#### (n) 地域企業等に対する企業支援の促進

- ・金融機関が保有する粒度の高いデータを収集し、金融機関や金融機関を取り巻く環境を多面的に分析、把握を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話を行うこと等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

- ・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関が AI などのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

#### (o) 参入海外金融事業者向け情報発信事業

- ・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

（金融庁総合政策局総合政策課）

## （3）地方への人の流れの強化

### ① 地方移住・移転の推進

#### i 地方移住の推進

### 【具体的取組】

#### (a) UIJ ターンによる起業・就業者の創出

- ・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への補助等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠

点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

### 3. デジタル人材の育成・確保

#### (4) デジタル人材の地域への還流促進

##### ①「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

###### 【具体的取組】

###### (c)地域企業のデジタル人材のマッチング支援

・REVICが行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への補助等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

##### ②地域における人材確保に関する多様な支援

###### 【具体的取組】

###### (d)地方創生を学ぶ機会の創出

・eラーニングの提供に加え、地方創生に熱意のある関係者が集まるワークショップを強化するとともに、ウェブサイトを活用し、知見の共有や相互にアイデアを提案することを促すことで、地方創生の実現に向けた取組を推進する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)

# 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## 第5 デジタル化の基本戦略

### 7. Web3.0の推進

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、政府における司令塔の下に、世界の潮流に遅れることなく、関係府省庁が緊密に連携し、検討を進め、必要な施策を実施する。

#### (1) 分散台帳技術（ブロックチェーン等）を用いたデジタル資産に関する研究開発・利用環境整備

##### ① デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施

関係府省庁は連携して、デジタル資産に関する有識者会議を設置し、デジタル資産の国内外における利用実態、各国の会計基準・課税ルール・制度整備、国際的な事業創造と産業育成のエコシステム、国際標準や多国間のルール整備、研究開発動向と国際競争力への影響、利活用の推進へ向けて必要な人材のスキル、漏洩<sup>えい</sup>事故・詐欺事案に対応した国際協調体制など、今後の政策立案に資する調査研究を行う。

##### ② デジタル資産の発行・保有に係る課題の把握

いわゆるデジタル資産のうち、NFTやガバナンストークンの法的位置付けは、必ずしも明確ではない。調査研究を通じて各国におけるデジタル資産の法的位置付けについて整理するとともに、デジタル資産を扱う事業者及び開発者から意見を聴取し、市中で流通するデジタル資産の実需や具体的な使途、利活用に係る課題を把握する。

課題の把握に当たっては、利用者保護の観点から問題ないか整理することとし、所管省庁と法的位置付けについて整理を行う。

その他の課題も定期的に棚卸しを行い、課題解決へ向けた進捗状況について確認する。

##### ③ 分散型アイデンティティの利用環境整備

(略) デジタル庁は国際標準化やEUにおけるDigital Identity Walletを始めとした各国の取組状況を調査し、分散型アイデンティティの国際的な相互運用性に向けた検討に参加するとともに、関係省庁と連携し、分散型アイデンティティを活用した自己管理型ウォレットの本人確認の在り方について検討を行う。

##### ⑤ デジタル資産・分散台帳技術の活用へ向けた環境整備・人材育成

(略) また、デジタル庁は関係省庁と連携して、安心してデジタル資産を活用できる社会を目指す観点から、デジタル資産を悪用した事件事故等について情報の共有に努める。

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

##### ② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律<sup>1</sup>に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和4年(2022年)6月までに6件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度(2022年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定や、関係府省庁、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進め、円滑な制度の運用と施行に向けた準備を行うとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

#### (5) 公共フロントサービスの提供等

##### ① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

###### ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番(以下「預貯金付番」という。)を円滑に進める仕組み(相続・災害時のサービスを含む。)について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律<sup>2</sup>に基づいて、令和6年度(2024年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

### 2. 暮らしのデジタル化

#### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

##### ① 取引(受発注・請求・決済)

(略) 決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、電子インボイスの普及を契機とした全銀 EDI システムの利活用促進に向けた関係事業者による取組を後押しする。加えて、金融 EDI 機能の実装方法や双方向通信も論点としつつ検討が開始されている次期全銀システムを含め、請求分野等との連携に留意しつつ、資金決済インフラの在り方等に係る検討を進める。(略)

<sup>1</sup> 令和3年法律第38号

<sup>2</sup> 令和3年法律第39号



# 工程表

| 第5 デジタル化の基本戦略   |                   |                   |                   |                   |                   |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|   | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
| <p>7. Web3.0の推進</p> <p>分散台帳技術（ブロックチェーン等）を用いたデジタル資産に関する研究開発・利用環境整備</p>   |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>Web3.0の推進に向けた環境整備</p> <p>調査研究の開始</p> <p>課題の把握と対応の検討</p> <p>法的位階付けの整理</p> <p>デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施<br/>NFTやガバメントを含むデジタル資産の発行・保有に係る課題の把握</p> <p>分散型アイデンティティの利用環境整備<br/>スマートコントラクトとDAOの法的位階付けの整理</p> <p>デジタル資産・分散台帳技術の活用に向けた環境整備・人材育成</p> |                   |                   |                   |                   |                   |

5

| 第6 デジタル社会の実現に向けた施策  |                   |                   |                   |                   |                   |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|   | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
| <p>1. 国民に対する行政サービスのデジタル化施策</p> <p>(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン</p>   |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>令和7年度を当面の実装ターゲットとし、アーキテクチャの将来像を制度、システムの両面から検討</p> <p>情報連携の基盤（公共サービスメッシュ）の検討</p> <p>ガバメントクラウド上での技術的検証</p> <p>自治体内の住民情報の活用について、自治体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討</p> <p>技術的検証の成果を活用し、自治体内の住民情報活用・行政機関間の連携・民間との対外接続で一貫した設計となるよう検討</p> <p>主要な論点と対応策の整理</p> <p>必要な法案提出など法令の整備</p> |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化</p>   |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>緊急時の給付金の給付事務へのマイナンバー利用</p> <p>マイナンバーからの登録開始</p> <p>順次金融機関からの登録開始</p> <p>各種事務での登録口座情報の利用開始</p> <p>施行準備（政省令、システム対応等）</p>   |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>(3) マイナンバー制度の利活用の推進</p> <p>マイナンバー制度における情報連携の拡大</p> <p>各種免許・国家資格等のデジタル化の推進</p>  |                   |                   |                   |                   |                   |
| <p>行政手続等の精査及び関係官庁における制度等の見直し検討</p> <p>システム等の整備、新たな制度の施行</p> <p>調査・研究</p> <p>システム設計・開発</p> <p>デジタル化の開始</p> <p>法案提出など法令の整備</p>  |                   |                   |                   |                   |                   |

6



## 別冊 デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

### V. 国民に対する行政サービスのデジタル化

#### [No. 5-1] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 金融機関においては新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、書面・対面手続を見直すに当たって、書面不要でオンライン完結する公的個人認証サービス等の本人確認方法の重要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、金融機関における取引において、公的個人認証サービスの活用の促進を図るために、公的個人認証サービスに関する説明会の開催などを通じて、金融機関の理解度、関心を高めるとともに、課題や要望を整理した上で、更なる利活用に繋(つな)がるよう環境改善の検討を行う。
- こうした取組により、金融機関における取引の電子化を促すとともに、金融機関の事務負担・コスト削減及び国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）： 公的個人認証サービスに関する説明会へ参加した金融機関数

KPI（効果）： 公的個人認証サービスを活用又は検討している金融機関数

### VII. 相互連携分野のデジタル化の推進

#### [No. 7-1] 取引のデジタル化

- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- 令和5年（2023年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にも繋(つな)がる。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施

KPI（効果）： 令和4年度（2022年度）に実証分析を実施

## 別冊 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### Ⅱ オンライン化等を実施する行政手続等

#### 2. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

##### (1) オンライン化対象手続

(略)

##### (2) 取組内容

(1)に記載した49手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。令和元年(2019年)11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会(事務局:内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室、金融庁)において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

（金融庁関連箇所抜粋）

令和4年6月14日

II 施策

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2) 具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号111》

- 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号117》

- 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和4年度（2022年度）のできるだけ早期の制度化を図る。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕《施策番号119》

(以上)

### 第3節 金融に関する税制

令和4年度税制改正要望にあたり、

- ① 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- ③ 保険
- ④ 国際課税

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和4年度の税制改正大綱において別紙1の内容が盛り込まれた。特に、保険会社等の異常危険準備金制度について見直しを行うこととされたところ、詳細は以下のとおり。

I 保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とすることとされた。

1. 火災保険及び風水害保険
2. 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
3. 賠償責任保険

II 火災保険等に係る特例積立率（無税積立率）（改正前：6%）について、上記I 1に掲げる保険に係る特例積立率を10%に引き上げ、上記I 3に掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限を3年延長することとされた。

III 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長することとされた。

# 令和4年度税制改正について

—税制改正大綱等における金融庁関係の主要項目—

令和3年12月  
金融庁





# **1. 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進**

## ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

### 【大綱の概要】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

### 【金融商品に係る課税方式】

|               | インカムゲイン               | キャピタルゲイン／ロス          |
|---------------|-----------------------|----------------------|
| 上場株式・公募株式投信   | 申告分離                  | 申告分離                 |
| 特定公社債・公募公社債投信 | 2016年1月～<br>源泉分離→申告分離 | 2016年1月～<br>非課税→申告分離 |
| デリバティブ取引      | 申告分離                  |                      |
| 預貯金等          | 源泉分離                  | —                    |

← 現在、損益通算が認められている範囲

## ◆ NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用〔金融庁〕

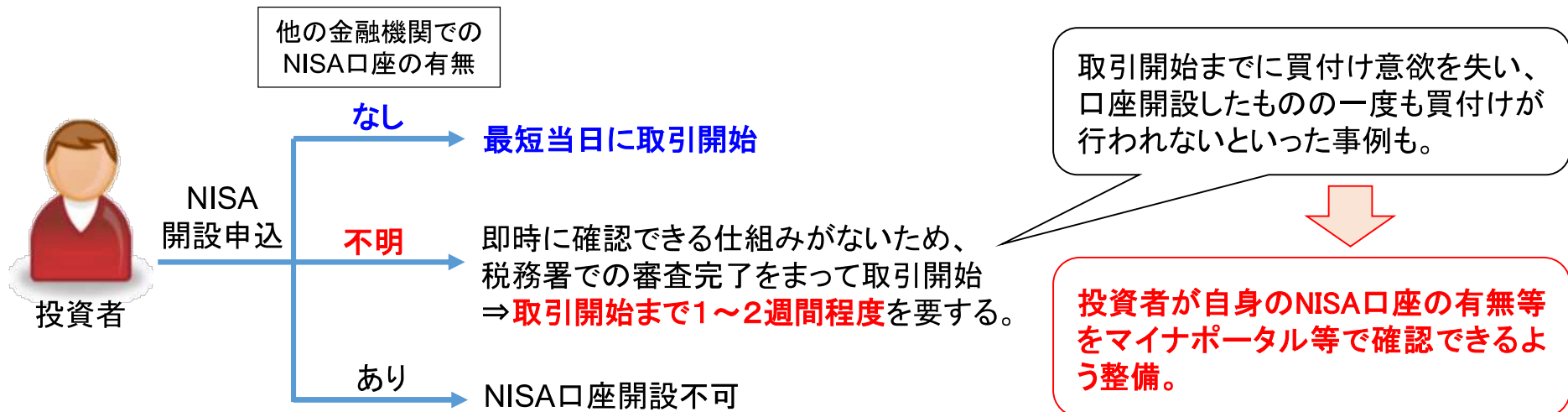
### 【現状及び問題点】

- NISA口座については、2019年以降、開設申込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。
- 一方で、開設申込者が他の金融機関でNISA口座を開設しているか不明と申し出た場合には、金融機関においてNISA口座の有無を即時に確認できる仕組みがないため、税務署での審査完了（1～2週間程度）を待って取引開始とするといった運用が行われているところ。
  - ※ NISA口座は、一人一口座とされている。このため、事後的に重複口座であることが判明した場合、当該口座で購入済みの商品については、当初からなかったものとして、遡及して課税されることとなる。

### 【大綱の概要】

投資者がそのNISA口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応を運用上行う。

### 【NISA口座開設申込のフロー】



## ◆ 信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護)

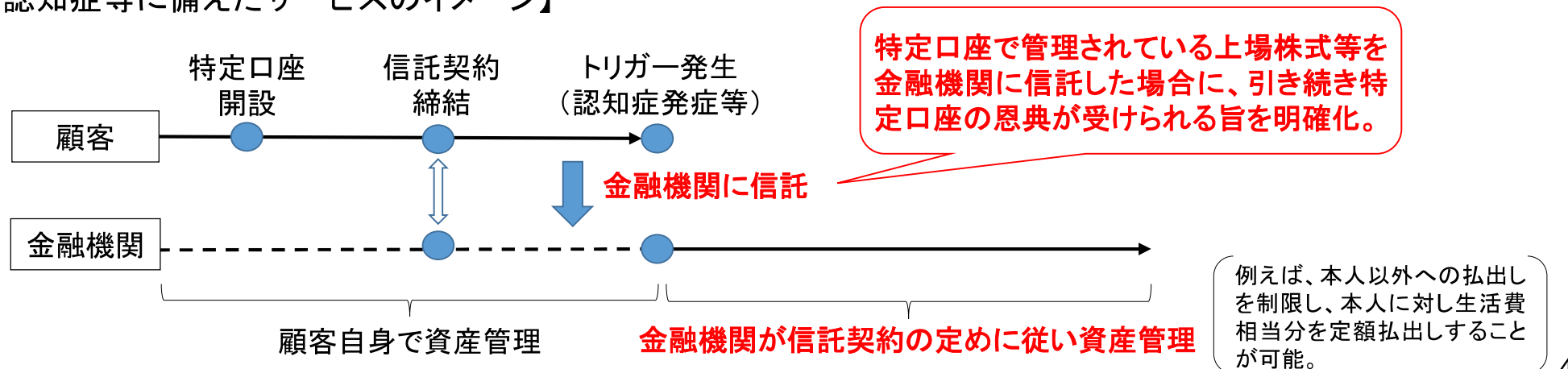
### 【現状及び問題点】

- 高齢化が進む中、認知判断能力や身体機能の低下時における資産形成・管理については、健常時から備えておくことの重要性が高まっている。
  - このため、認知症等の発症に備え、事前に特定口座を開設するとともに、金融機関と信託契約を締結することで、顧客の資産管理を行うサービスが検討されているところ。
  - しかしながら、特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、引き続き特定口座の恩典を受けられるのか、税法上、必ずしも明らかではないため、当該サービスの提供に至っていない現状。
- ※ 特定口座においては、金融機関が取得価額の管理や売却損益の計算、納税手続を行うため、顧客自身による確定申告が不要。

### 【国税庁への照会等により明確化】

特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、税法上、引き続き特定口座の恩典(確定申告が不要となること等)を受けられる旨を、国税庁への照会及びその回答により明確化する。

### 【認知症等に備えたサービスのイメージ】



## ◆ 税務手続の更なるデジタル化の推進〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

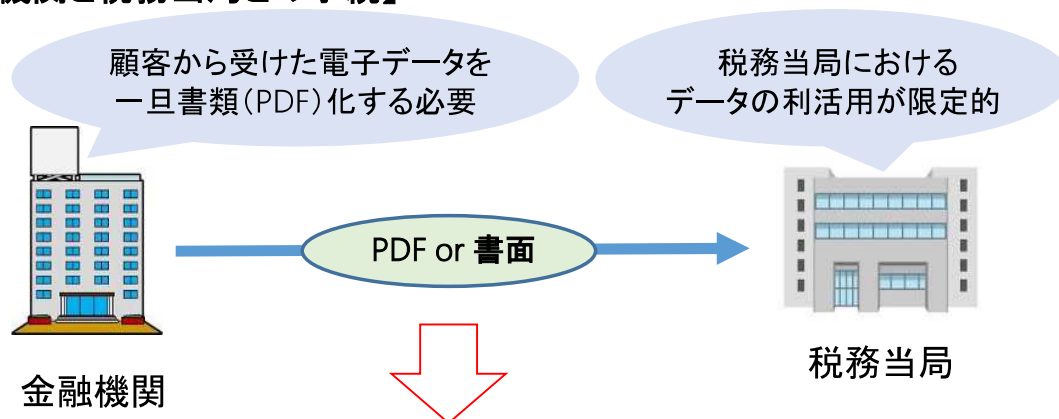
- 令和3(2021)年度税制改正では、e-Taxを通じた税務手続の対象範囲が拡大され、税務手続のデジタル化が進められているところ。  
※令和3年度税制改正では、障害者マル優や財形、クロスボーダー取引等に係る顧客と金融機関の間の手続が電子化された。
- 一方、金融機関と税務当局との手続については、未だPDF形式又は書面にとどまっているため、税務当局におけるデータの利活用が限定的であるほか、金融機関においても顧客から受けた電子データを一旦書類(PDF)化する作業が必要となるなど、デジタル化による効率化に課題が残っている状況。

### 【大綱の概要】

電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により(金融機関等が)税務署長等に対して提出する一定の書類※のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とする。

(注)上記の改正は、令和6(2024)年1月1日以後に提出する書類について適用する。

### 【金融機関と税務当局との手続】



税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信が可能に。

### ※デジタル化の対象書類

|   |
|---|
| (特別)非課税貯蓄申告書  |
| (特別)非課税貯蓄限度額変更申告書                                       |
| (特別)非課税貯蓄に関する異動申告書                                      |
| 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書                                |
| (特別)非課税貯蓄廃止申告書  |
| (特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書                                       |
| (特別)非課税貯蓄者死亡通知書   |
| 金融機関等の営業所等の届出書  |
| 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書                       |
| 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書 |

## **2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応**

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けにおける消費貸借契約に係る印紙税の非課税措置の延長

[財務省等(公的金融機関等)][金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望(民間金融機関)]

### 【現状及び問題点】

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2022年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

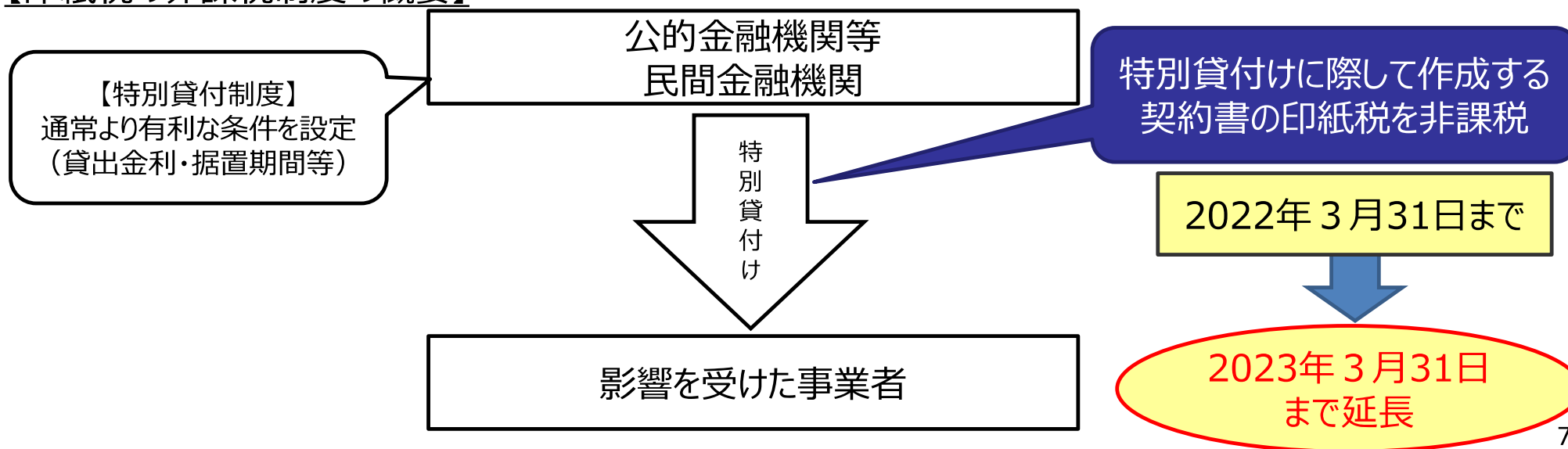
※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

### 【大綱の概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

### 【印紙税の非課税制度の概要】



### 3. 保險



## ◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁〕

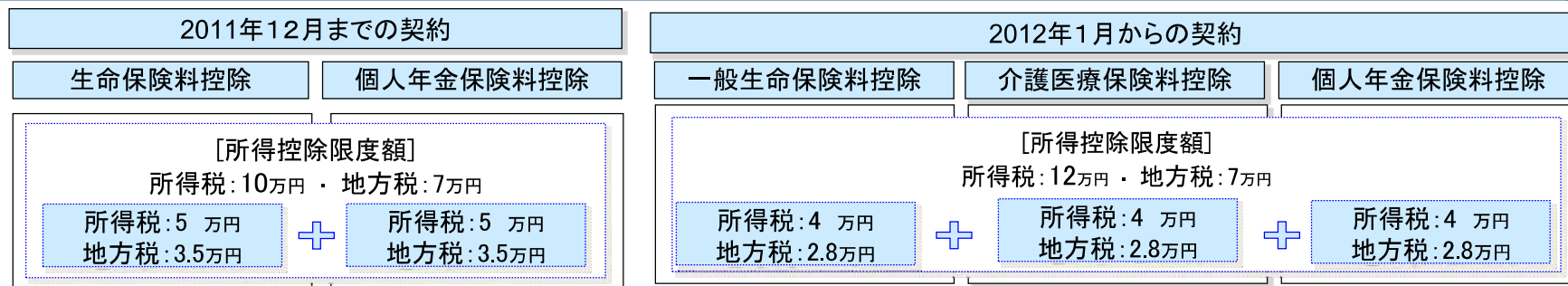
### 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

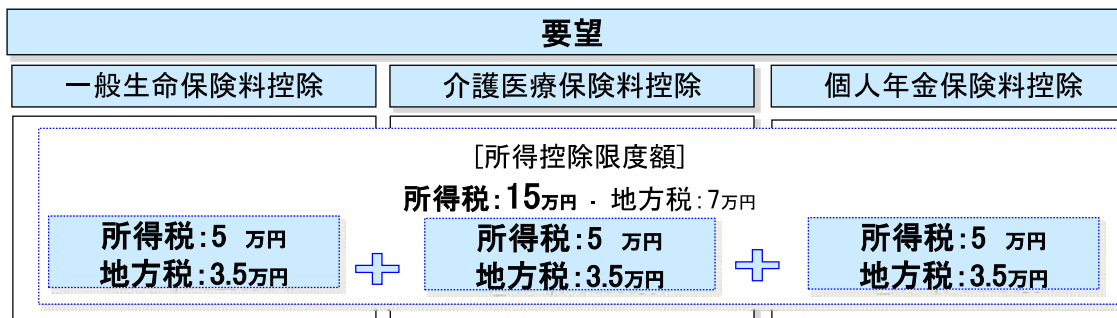
### 【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2(2020)年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

現  
行  
制  
度



要  
望  
す  
る  
制  
度



## ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

○ 損害保険会社の異常危険準備金については、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払が近年増大していることから、大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高が低水準となっているところ。このため、巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる、十分な残高の確保・維持を図る措置が必要不可欠。

### 【大綱の概要】

○ 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。

① 保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とする。

- イ 火災保険及び風水害保険
- ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
- ハ 賠償責任保険

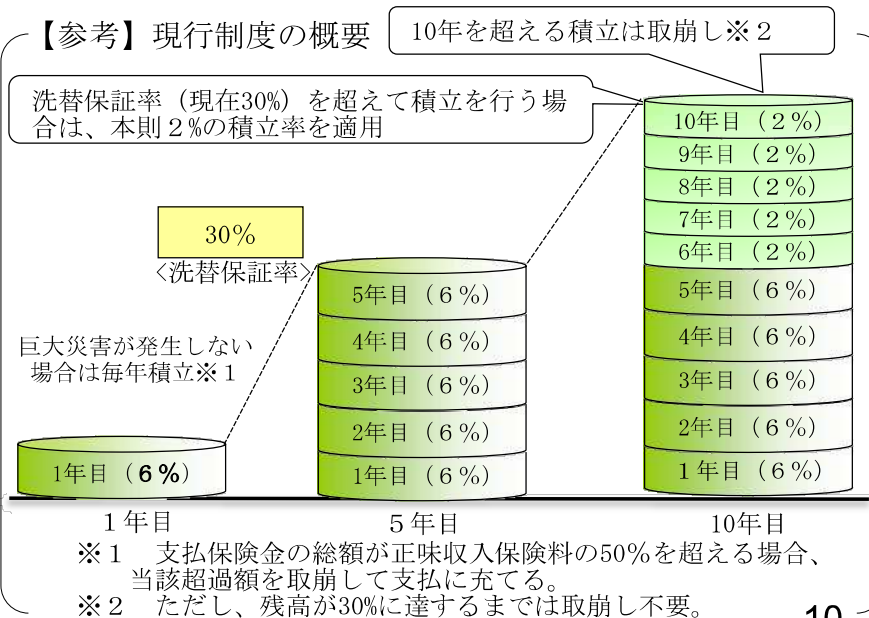
② 火災保険等に係る特例積立率(無税積立率)について、上記①イに掲げる保険に係る特例積立率を10% (現行:6%)に引き上げ、上記①ハに掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。

### 大綱の概要

| 火災保険グループの<br>保険種目 | 無税積立率 |      |
|-------------------|-------|------|
|                   | 現行    | 見直し後 |
| 火 災               | 6%    | 10%  |
| 風 水 害             |       | 10%  |
| 動 産 総 合           |       | 6%   |
| 建 設 工 事           |       | 6%   |
| 貨 物               |       | 6%   |
| 運 送               |       | 6%   |
| 賠 償 責 任           |       | 2%   |

注 適用期限は、3年延長。洗替保証率は30%のまま。

### 【参考】 現行制度の概要



## 4. 国際課税

## ◆ 国際課税の整備に係る所要の措置〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

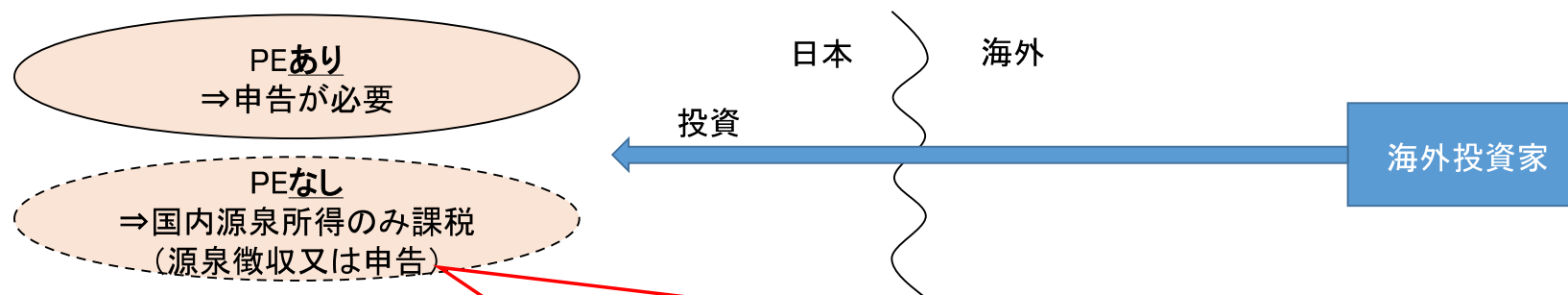
- 原則：「PEなければ課税なし」 ※ PE = Permanent Establishment (恒久的施設)
  - ⇒ PEあり…日本で申告が必要
  - ⇒ PEなし…国内源泉所得のみ課税(源泉徴収のみ)
- 例外：「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得、国内にある資産の譲渡により生ずる所得」
  - ⇒ PEがなくても、日本で申告が必要 (例：債券の償還益)
- 国税庁の考え方(2019年3月25日裁決) ⇒ FX取引による所得は「資産の運用又は保有により生ずる所得」に該当し、PEのない非居住者が日本で行うFX取引により生じる所得は、日本で申告が必要。



この考え方によれば、海外金融機関や海外投資家が日本の金融機関等と行うデリバティブ取引については、日本で申告が必要。  
(注)租税条約の適用により、申告不要となる場合あり。

### 【大綱の概要】

金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」に含まれないことを法令上明確化する。



海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを法令上明確化。

## ◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長<sup>〔金融庁〕</sup>

### 【現状及び問題点】

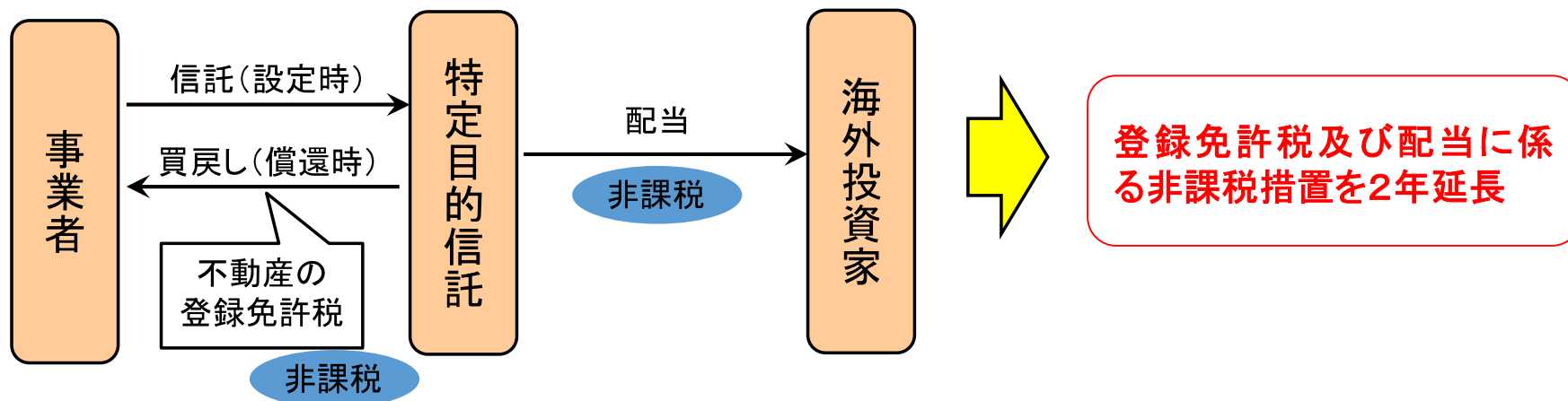
- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スクーク）に関する税制（日本版スクークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23（2011）年度の税制改正によって措置された。
- 国際金融センターの実現に向け、日本版スクークの発行を促し、イスラム・マネーを我が国に呼び込み日本市場の活性化を図るとともに、イスラム金融・文化に対する理解を内外に示す観点から、これらの非課税措置の継続が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は2022年3月末とされている。

### 【大綱の概要】

日本版スクークに係る非課税措置を2年延長する。

### 【現行】

＜日本版スクークに係る非課税措置＞  
（2022年3月末まで）



# ◆ 保険会社及び保険持株会社に認められている外国子会社合算税制(CFC注税制)特例の拡充

[金融庁]

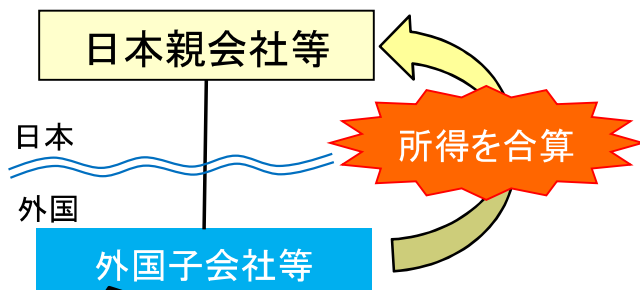
## 【現状及び問題点】

- 米国における保険業務では、事務所を有せず、その管理業務を外部に委託するケースが多い。
- 2018年度から米国法人税率が35%から21%へ引き下げられ、事務所を有しない保険会社がCFC対象となる懸念が指摘された。このため、固定施設や人員を有せず、管理会社に保険業務を委託した外国保険会社については、CFCの対象外とする保険特例が措置された。
- しかしながら、保険特例は、「保険会社又は保険持株会社」の外国子会社等に対するもの。国内の中間持株会社の外国保険会社は、対象外。租税回避目的のない保険(持株)会社にとって、税制により多様な組織形態の選択が限られている。

## 【大綱の概要】

保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は(外国法人を通じて)間接に保有されている外国保険会社に認められている保険特例について、当該保険会社等の範囲(現行、保険会社又は保険持株会社のみ)に、保険会社又は保険持株会社に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人で、外国保険子会社の経営管理等を行っているものを加える。

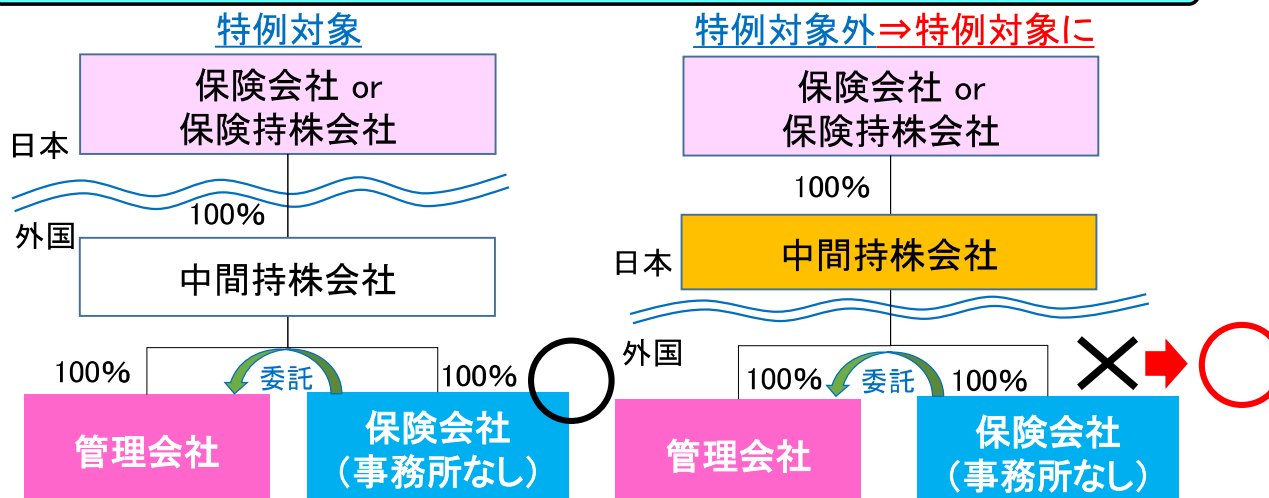
### CFC税制の概要



租税負担割合が20%未満  
又は  
租税負担割合が30%未満のペーパーカンパニー等

注 CFC: Controlled Foreign Company

### 保険特例



↑ 日本で課税しない

— 中間持株会社に合算課税 ↑

14

## 5. その他の要望項目

## ◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

〔金融庁主担、内閣府・復興庁・経済産業省が共同要望〕

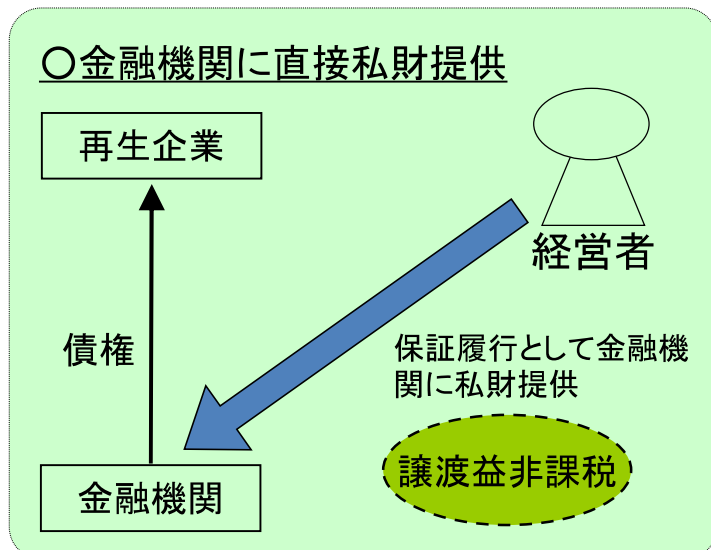
### 【現状及び問題点】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」<sup>(注)</sup>に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、2022年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。
- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の再生支援を継続する必要がある。

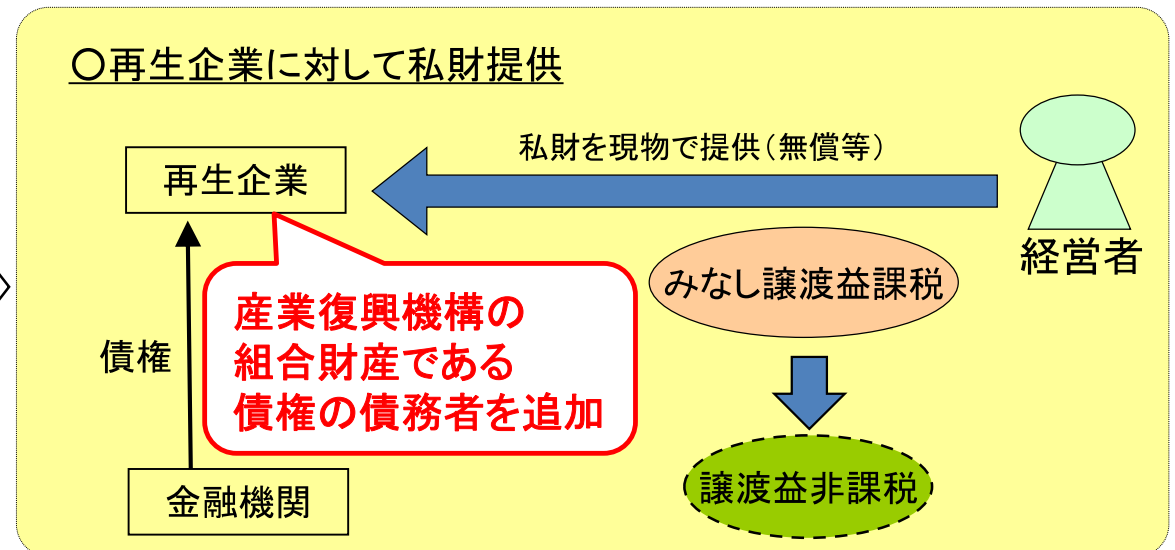
### 【大綱の概要】

- 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる再生企業の範囲に、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である再生企業を加えた上、その適用期限を3年延長する。

### 【これまでも認められていたもの】



### 【令和4年度改正により認められたもの(⇒2025年3月末まで延長)】



(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。



## ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長 〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 銀行等保有株式取得機構の法人税について、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」による改正前の存続期限である2032年3月末までの間に限り、株式保有制限法において以下の特例が措置されている。

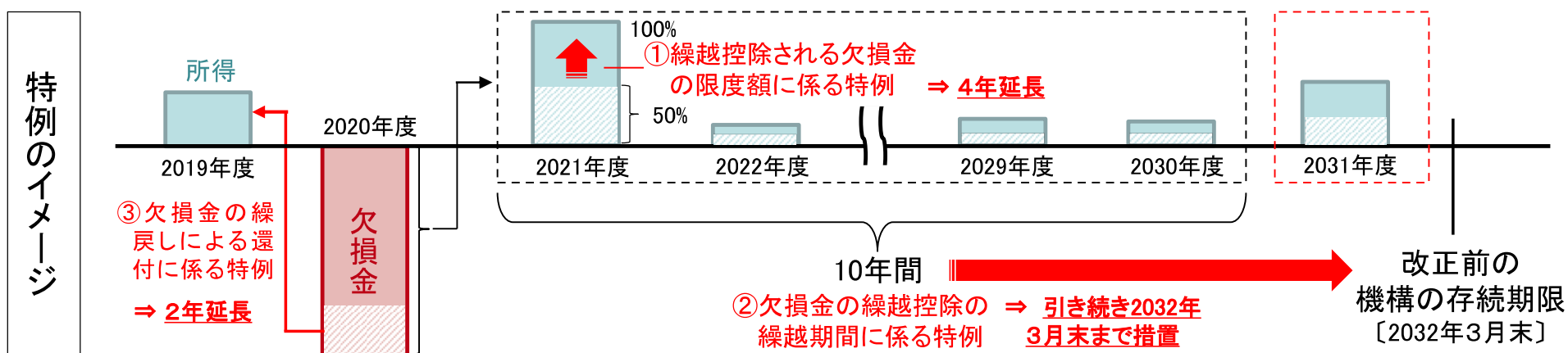
|                  | 機構の法人税に係る特例               | (参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い |
|------------------|---------------------------|-----------------------|
| ① 繰越控除される欠損金の限度額 | 所得金額の100%<br>(2032年3月末まで) | 所得金額の50%              |
| ② 欠損金の繰越控除の繰越期間  | 制限なし<br>(2032年3月末まで)      | 10年間                  |
| ③ 欠損金の繰戻しによる還付   | あり<br>(2022年3月末まで)        | なし                    |

(注) 地方税(法人住民税、法人事業税)についても同様の観点から特例(上記③を除く)が措置されている。

- 同機構の存続期限の延長(2036年3月末まで)に伴い、上記特例についても同時期まで措置する必要。

### 【大綱の概要】

- ① 繰越控除される欠損金の限度額の特例については、4年延長する。
- ② 欠損金の繰越控除の繰越期間の特例については、引き続き2032年3月末まで措置する。
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付の特例は、2年延長する。



# ◆ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の拡充及び延長

[金融庁]

## 【現状及び問題点】

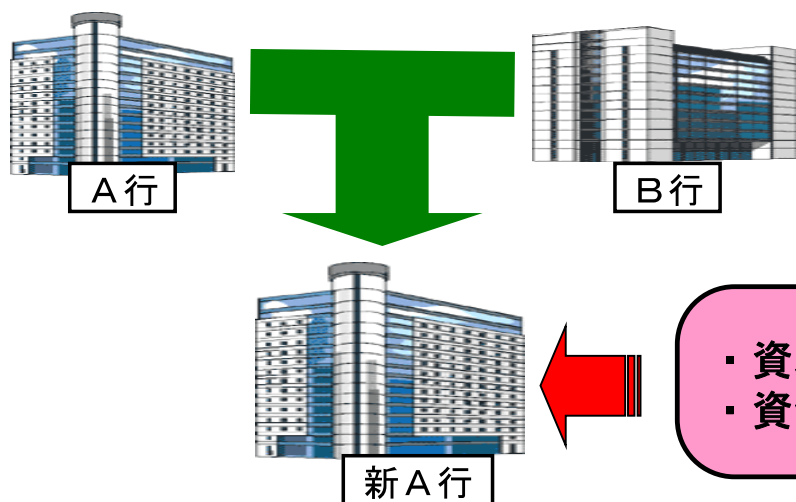
- ① 金融機能強化法第5条第1項等により決定された経営強化計画等に基づく資本増強等に伴い負担する登録免許税率を軽減（租税特別措置法第80条の2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2）

《2022年3月末までの時限措置》

- ② 金融機能強化法第34条の10第3項により認定を受けた実施計画に基づく、資金交付に伴い合併・経営統合等を実施する際に負担する登録免許税率について、軽減措置が設けられていない。

## 【大綱の概要】

①の措置を2年延長する。また、新たに②の措置を講じる（2024年3月末まで）。



### ■ 商業登記

- ・ 株式会社の設立又は資本金の額の増加に伴う登録免許税等の軽減措置

### ■ 不動産登記

- ・ 店舗等の不動産の所有権移転に伴う登録免許税等の軽減措置

### ■ 抵当権登記

- ・ 抵当権の移転に伴う登録免許税等の軽減措置

- ・ 資本増強等に伴う措置 ⇒ 2年延長
- ・ 資金交付に伴う措置 ⇒ 新たに措置 (2024年3月末まで)

(例) A行によるB行の吸収合併により新A行を設立



## 第4節 規制・制度改革等に関する取組み

### I 規制・制度改革に関する取組み

#### 1. 概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたWG等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。このうち、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し等については、2021年11月に設立された「デジタル臨時行政調査会」において議論・検討が進められている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

#### 2. 2021事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 2021年「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定、以下「2021年実施計画」という）に盛り込まれた事項

### II 分野別実施事項

#### 1. デジタルガバメントの推進

##### (2) 書面、押印、対面の見直し

- 1 書面・押印・対面見直しの確実な推進
- 2 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化
- 3 キャッシュレス化の推進
- 4 金融分野の行政手続における書面・押印・対面手続の見直し

##### (3) オンライン利用の促進

- 5 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

##### (4) デジタル化に向けた基盤の整備等

- 7 デジタル化に向けた基盤の整備等

##### (5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

- 8 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

##### (6) その他の行政手続の見直し等

- 12 国による各種調査の重複排除等の改善

2. デジタル時代に向けた規制の見直し
  - (7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
    - 7 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革
  - (10) 農協改革の着実な推進
    - 15 農協改革の着実な推進
6. その他横断的課題
  - (1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
    - 1 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
  - (2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合
    - 2 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和4年5月27日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/220527/followup.pdf>

- (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

金融庁関連の提案について、2021 事務年度においては、171 件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページを参照

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html)

### 3. 2022 事務年度に取組む規制・制度改革事項

2022 年「規制改革実施計画」（2022 年6月7日閣議決定）に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

## II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し
  - (1) 目視に係る規制の見直し
    - 1 目視規制の見直しの着実な推進
  - (2) 実地監査に係る規制の見直し
    - 2 実地監査規制の見直しの着実な推進
  - (3) 定期検査・点検に係る規制の見直し
    - 4 定期検査・点検規制の見直しの着実な推進
  - (4) 常駐・専任に係る規制の見直し
    - 5 常駐・専任規制の見直しの着実な推進

- (5) 書面掲示に係る規制の見直し
  - 8 書面掲示規制の見直しの着実な推進
- (6) 対面講習に係る規制の見直し
  - 9 対面講習規制の見直しの着実な推進
- (7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し
  - 10 往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進
- (8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し
  - ・行政手続デジタル化の基盤整備
    - 11 共通基盤の整備
    - 12 情報連携基盤の整備
    - 13 情報システム調達を通じたデジタル化の推進
  - ・行政手続のオンライン化の推進
    - 14 行政手続のオンライン化の推進
  - ・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
    - 17 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
  - ・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進
    - 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進
- 5. 個別分野の取組
  - <スタートアップ・イノベーション>
    - スタートアップに関する規制・制度見直し
      - 3 経営者保証制度に関する取組
      - 4 事業成長担保権の創設・整備について
  - <デジタル基盤>
    - 社会のデジタル化の基盤整備
      - 2 インターネットバンキングの利用促進

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直し等

「2021 年実施計画」では、取組むべき事項として、書面・押印・対面手続の見直しがあげられた。

金融庁では、書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 5 回開催（うち 1 回は書面開催）し、各種手続の見直しの進捗状況や好事例、課題等について、フォローアップを実施した。

また、行政手続におけるオンライン利用の促進については、「規制改革推進会議

が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。」とされており、金融庁が所管している事業は、「役員又は主要株主の売買報告書の提出」と「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出」の2事業である。このうち、後者については、2022年4月にオンライン利用率が100%となった。

## Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

### 1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

### 2. 本制度の実績

2021事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

## 第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

金融庁は、2013年以降、成長戦略の一環として、コーポレートガバナンスの向上を図り、中長期的な企業価値の向上とその果実の家計（アセットオーナー）への還元という日本経済全体の好循環を実現するため、コーポレートガバナンス改革を推進している。（別紙1参照）

2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定（2017年5月改訂・2020年3月再改訂）、2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定（2018年6月改訂・2021年6月再改訂）した。2015年8月以降は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）において、両コードの普及・定着状況のフォローアップと、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けて必要な施策の議論・提言が行われている。

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進展が見られる。（別紙2参照）

- ① 独立社外取締役を3分の1以上選任する企業の割合  
2015年：12.2%（東証一部） → 2022年：81.6%（プライム市場）
- ② 指名委員会（法定・任意）を設置している企業の割合  
2015年：10.5%（東証一部） → 2022年：79.8%（プライム市場）
- ③ 報酬委員会（法定・任意）を設置している企業の割合  
2015年：13.4%（東証一部） → 2022年：82.0%（プライム市場）
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関の数  
2014年6月：127機関 → 2022年6月：323機関
- ⑤ 個別の議決権行使結果と行使理由を公表する機関数  
2018年12月：20機関 → 2022年6月：63機関

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂の際、コーポレートガバナンス改革の効果を検証すべきとの指摘があったことを踏まえ、2022年5月、第27回フォローアップ会議を開催し、「中間点検」を実施した。（別紙3参照）

中間点検では、事務局である金融庁が実施した①コーポレートガバナンス改革に関する実証研究の整理、②コーポレートガバナンスに関する取組みについての企業へのインタビュー、それぞれの結果を紹介した上で、コーポレートガバナンス改革に対する評価、課題と期待される取組み等について議論を行った。

また、持続的な成長に向けた課題として、内部留保の有効活用等について、さらに、企業と投資家との対話に係る課題として、協働エンゲージメントの促進等についても、議論を行った。



# コーポレートガバナンス改革推進の経緯

(別紙1)

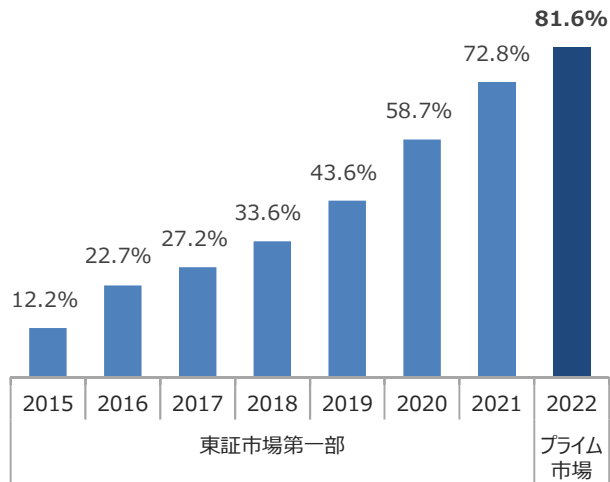
- 2013年 6月 **日本再興戦略**  
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 **スチュワードシップ・コード策定**
- 6月 **日本再興戦略 改訂2014**  
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**
- 日本再興戦略 改訂2015**  
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
- 8月 **スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置**
- 2016年 6月 **日本再興戦略 2016**  
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 **改訂版スチュワードシップ・コード公表**
- 6月 **未来投資戦略 2017**  
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
- 12月 **新しい経済政策パッケージ**  
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
- 未来投資戦略 2018**  
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **成長戦略(2019年)**  
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
- 2020年 3月 **再改訂版スチュワードシップ・コード公表**
- 7月 **成長戦略フォローアップ(2020年)**  
「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(...(中略)...事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
- 2021年 6月 **再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
- 成長戦略実行計画(2021年)**  
中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。  
取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。  
上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況

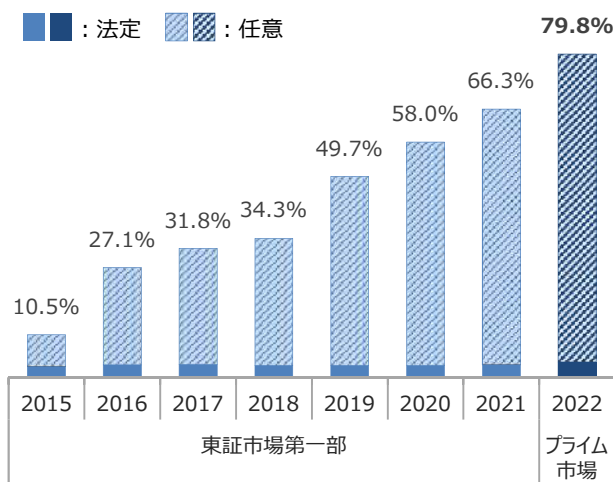
(別紙2)

企業

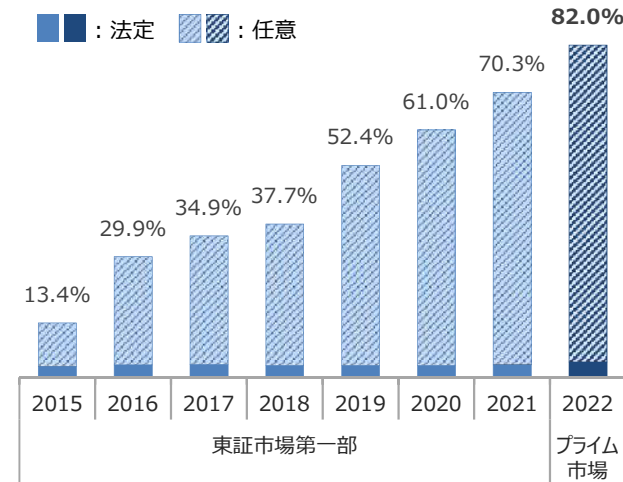
### 独立社外取締役を1/3以上選任する企業の比率推移



### 指名委員会設置会社の比率推移



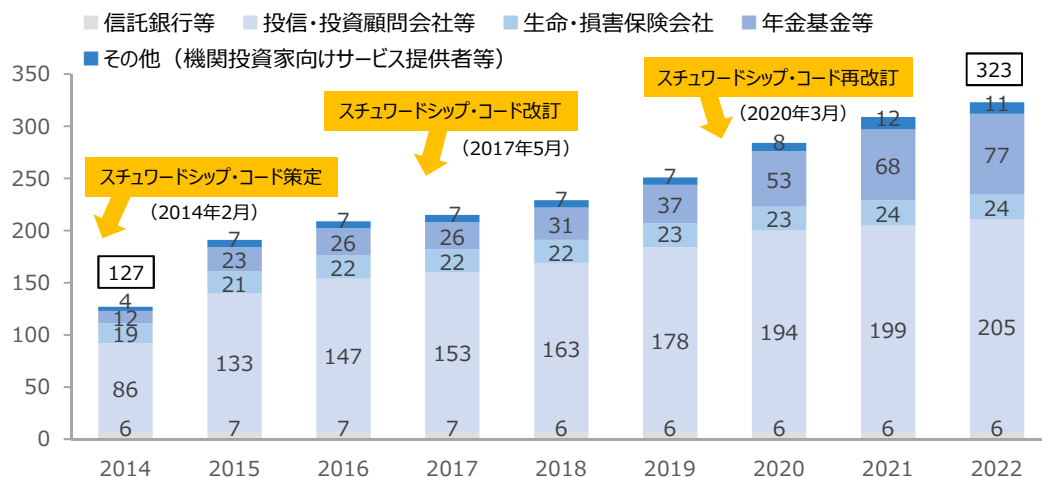
### 報酬委員会設置会社の比率推移



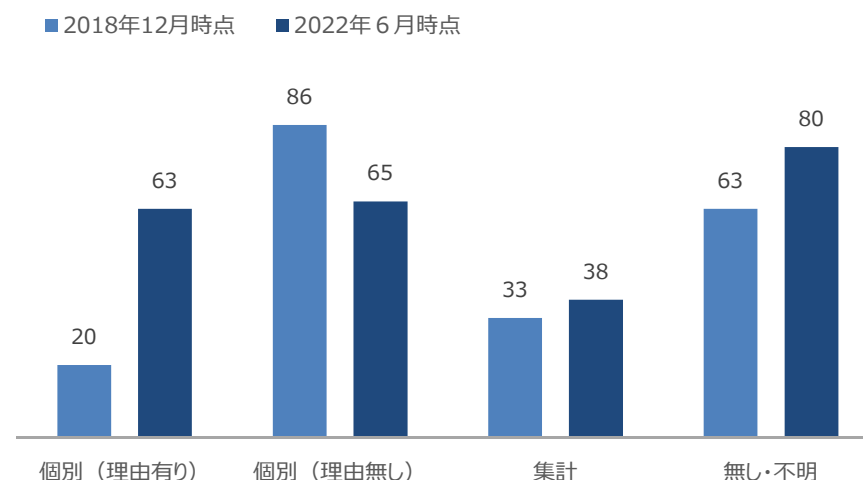
(出所) 東京証券取引所 (注) 2022年は4月14日時点のガバナンス報告書データを集計

機関投資家

### スチュワードシップ・コードの受入機関数の推移



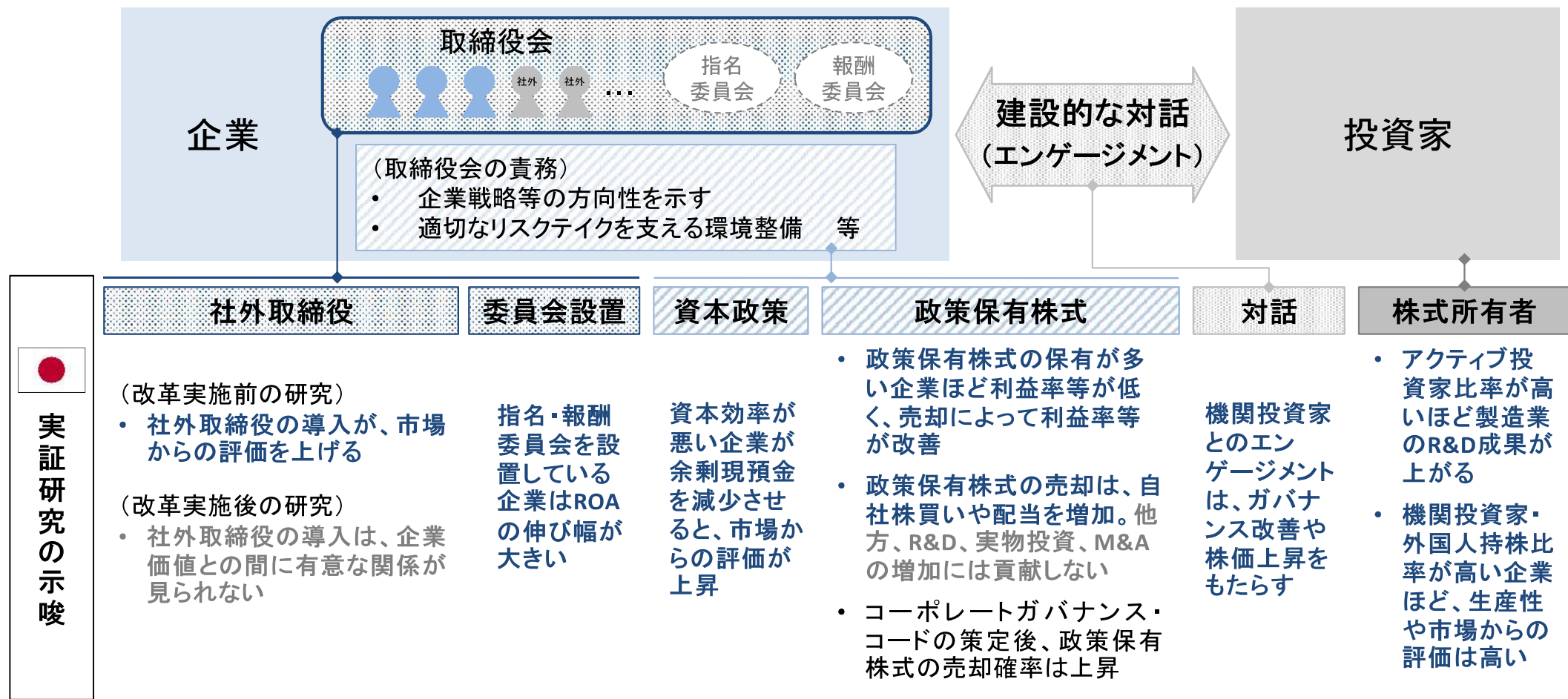
### 議決権行使結果の公表状況



【スチュワードシップ・コードの受入機関数の推移】(出所) 金融庁 (注) 調査時点は原則として各年6月30日現在。

【議決権行使結果の公表状況】(出所) 金融庁 (注1) 2018年12月31日時点でスチュワードシップ・コードを受け入れている241機関のウェブサイト等の情報及び2022年6月30日時点でスチュワードシップ・コードを受け入れている323機関のウェブサイト等の情報を基に作成。ただし、年金基金等を除く。(注2) 議決権行使結果の個別開示には、上場企業等の一部企業のみについて個別開示している運用機関も含めて集計。

- 海外では、コーポレートガバナンス制度の整備や機関投資家による株式保有が、どのような条件の下で企業のパフォーマンスに影響を与えるかについて、実証研究<sup>(注)</sup>の蓄積がある。
- 他方、日本のコーポレートガバナンス改革実施以降の期間を対象とした実証研究の数は必ずしも多くなく、その結果も区々であることから、日本の実証研究においては、改革の評価は定まっていない。



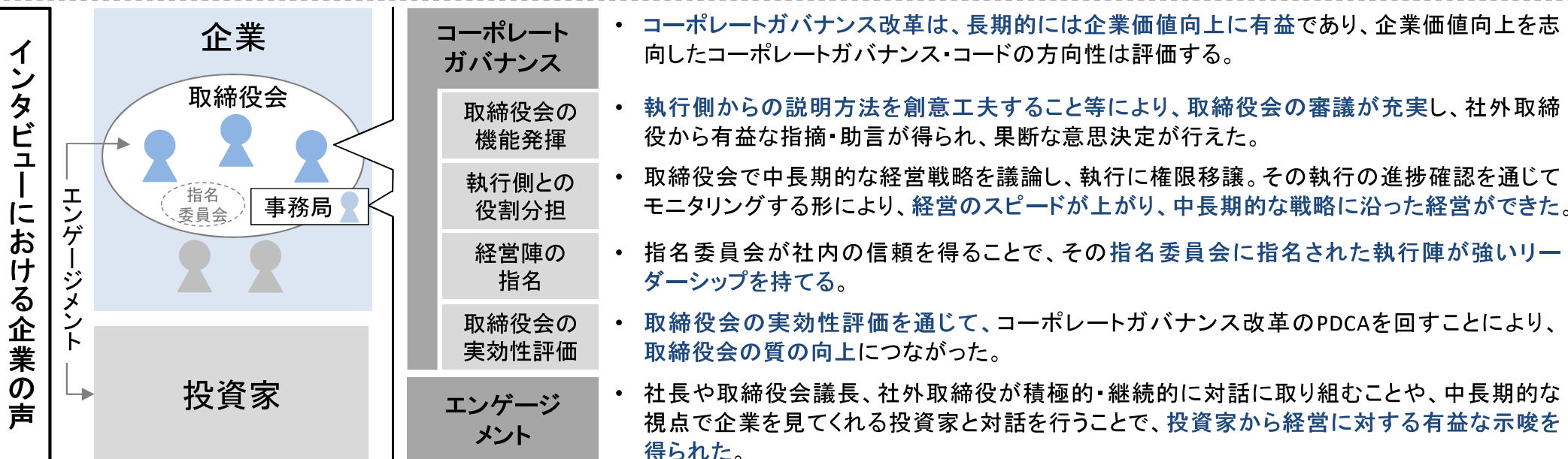
(注) コーポレートガバナンス改革の取組み(社外取締役の導入等)が、企業のパフォーマンス(ROE、ROA、株価等)にどのような影響を与えたか、統計学的・定量的手法を用いて検証した研究  
(出所) 早稲田大学 宮島英昭教授、慶應義塾大学大学院 齋藤卓爾准教授、円谷メンバー提供資料等より金融庁作成

□ 個別企業におけるコーポレートガバナンス関連の取組みと、それへの受け止めを調査するため、金融庁において、経団連の協力を得つつ、企業への個別インタビューを実施。

【インタビュー実施企業】(50音順)

アステラス製薬、荏原製作所、エフピコ、オムロン、花王、サンフロンティア不動産、信越化学工業、スズキ、住友電気工業、TDK、ニトリHD、富士通、三井物産、三井不動産、ヤマハ、横河電機

|    |                     |   |
|----|---------------------|---|
| 総論 | コーポレートガバナンス改革への主な評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>執行陣を含め多くの企業から、取締役会の審議の充実・中長期的な経営戦略の議論の深化によって企業経営に良い影響が生じた、投資家との対話から経営に有益な示唆を得られた、といった声が聞かれ、<b>コーポレートガバナンス改革の方向性及び有効性は広く支持されている</b>ことを示唆。</li> </ul>  |
|    | 指摘された主な課題           | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライへのプレッシャーが企業にある中で、コーポレートガバナンス・コードが、<b>企業経営の細部に至る要請を行うことで、かえって企業が形式のみを整えることとなり、改革が形骸化</b>することを懸念する声があった。</li> <li>機関投資家の形式的な議決権行使、特に中堅以下の規模の企業における対話の機会不足、実質株主把握の困難等の課題へ対応することにより、<b>より質の高い対話を促進すべき</b>との指摘もあった。</li> </ul> |





## 第6節 自然災害等の被災者への対応

### I 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等の様々な自然災害により被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015年9月2日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年12月25日に策定され、2016年4月1日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021年4月1日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が2020年10月30日に策定され、同年12月1日に運用が開始された。（別紙1～2参照）

2021事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、政府広報オンラインの活用、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2022年6月30日時点）

|          | 自然災害<br>(2016年4月～) | コロナ特則<br>(2020年12月～) | 合計    |
|----------|--------------------|----------------------|-------|
| 委嘱件数     | 1,203              | 1,971                | 3,174 |
| うち手続き中   | 40                 | 774                  | 814   |
| 債務整理成立件数 | 574                | 188                  | 762   |

## II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

(参考)

(2022年6月30日時点)

|      | 岩手産業復興機構    | 宮城産業復興機構    | 福島産業復興機構    | 茨城県産業復興機構   | 千葉産業復興機構   |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 設立   | 2011年11月11日 | 2011年12月27日 | 2011年12月28日 | 2011年11月30日 | 2012年3月28日 |
| 買取決定 | 110先        | 144先        | 49先         | 20先         | 16先        |

|      | 東日本大震災事業者再生支援機構 |
|------|-----------------|
| 設立   | 2012年2月22日      |
| 支援決定 | 747先            |

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021年3月に終了。

## III 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における2021年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月28日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2022年3月1日に、報告内容を公表した。（詳細は「第3部第9章第5節」参照）

## IV 2021事務年度に発生した自然災害への対応

2021年7月以降の大雨や2022年福島県沖を震源とする地震等の発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙3参照）



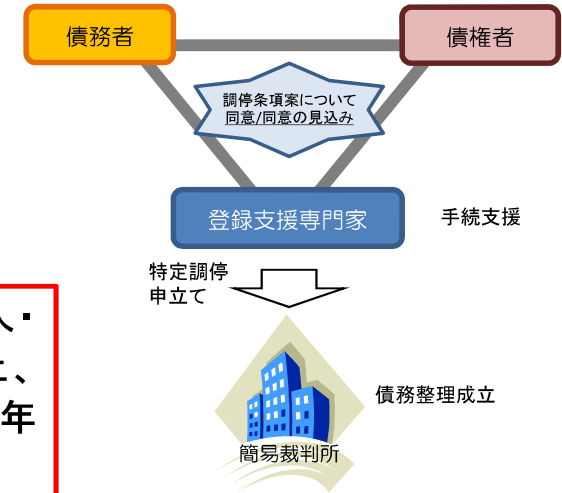
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

## ■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



## ■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

## ■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。  
※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。



## 災害救助法適用の状況 (2021年7月1日～2022年6月30日)

## ○令和3年7月1日からの大雨

| 自治体名 | 法適用日 (内閣府公表日) | 管轄局   | 措置要請日 |
|------|---------------|-------|-------|
| 静岡県  | 7月3日 (7月3日)   | 東海財務局 | 7月5日  |
| 鳥取県  | 7月7日 (7月8日)   | 中国財務局 | 7月9日  |
| 島根県  | 7月7日 (7月8日)   | 中国財務局 | 7月9日  |
| 鹿児島県 | 7月10日 (7月10日) | 九州財務局 | 7月12日 |

## ○台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨

| 自治体名 | 法適用日 (内閣府公表日) | 管轄局   | 措置要請日 |
|------|---------------|-------|-------|
| 青森県  | 8月10日 (8月10日) | 東北財務局 | 8月10日 |

## ○令和3年8月11日からの大雨

| 自治体名 | 法適用日 (内閣府公表日) | 管轄局    | 措置要請日 |
|------|---------------|--------|-------|
| 広島県  | 8月12日 (8月13日) | 中国財務局  | 8月13日 |
| 佐賀県  | 8月12日 (8月14日) | 福岡財務支局 | 8月16日 |
| 福岡県  | 8月12日 (8月14日) | 福岡財務支局 | 8月16日 |
| 島根県  | 8月12日 (8月14日) | 中国財務局  | 8月16日 |
| 長野県  | 8月15日 (8月17日) | 関東財務局  | 8月17日 |
| 長崎県  | 8月12日 (8月17日) | 福岡財務支局 | 8月17日 |

## ○令和3年長野県茅野市において発生した土石流

| 自治体名 | 法適用日 (内閣府公表日) | 管轄局   | 措置要請日 |
|------|---------------|-------|-------|
| 長野県  | 9月5日 (9月6日)   | 関東財務局 | 9月7日  |

## ○令和4年福島県沖を震源とする地震

| 自治体名 | 法適用日 (内閣府公表日) | 管轄局   | 措置要請日 |
|------|---------------|-------|-------|
| 宮城県  | 3月16日 (3月17日) | 東北財務局 | 3月17日 |
| 福島県  | 3月16日 (3月17日) | 東北財務局 | 3月17日 |

## 第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

### I 民間金融機関による事業者支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格・物価高騰等の影響が懸念される中、金融庁は、事業者の資金繰りに支障が生じないよう、返済猶予や条件変更等の資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するよう累次の要請を行ったほか、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。こうした中、金融機関においては、既往債務の条件変更等の資金繰り支援に積極的に応じており、条件変更の応諾率は約99%で推移している。(別紙1参照)

さらに、事業者の実情に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るため、関係省庁と連携し「中小企業活性化パッケージ」を公表すると共に、金融機関に対し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底するよう、要請を行った。(別紙2参照)

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。

### II 事業者支援態勢構築プロジェクト

コロナによる地域経済への影響が続く中、事業者の経営改善・事業再生・事業転換等の取組みを、金融機関をはじめとする信用保証協会、商工団体、地方自治体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構(REVIC)、税理士等の地域の関係者が連携・協働し、一体的かつ包括的に推進することが重要である。

こうした観点から、財務局が経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進した。具体的な取組事例は以下の通り。

ひとつの財務局・財務事務所では、各地の金融機関や支援機関の実務担当者が、これまで以上に「顔の見える関係」を構築し、そのネットワークを通じて、事業者支援の実効性を高めていけるよう、事業者支援に関する悩みや手法等について意見交換を行うワークショップ型の懇談会を開催。

ひとつの財務局・財務事務所では、金融機関から事業承継・引継ぎ支援センターに持ち込まれる案件数が伸び悩んでいるという課題を踏まえ、金融機関に対して当該支援センターの事業内容や具体的な取組事例を紹介。結果、当該支援センターにおける支援案件数が2020年度の2倍以上に増加。

### Ⅲ 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施している。

2021 事務年度も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、業界団体との意見交換の機会を通じ、業務継続計画（BCP）等を再度点検し、顧客対応業務は継続し、可能な範囲でリモート機能の活用など金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組むよう要請した。

### Ⅳ 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

#### 1. 広報活動の強化

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるよう、金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、情報発信に向けて取り組んでいる。

2021 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の要請、金融機関における貸付条件の変更等の状況等の公表等を集約して掲載した。また、英語版の特設ページにおいても、日本語の特設ページに記載されている各種施策等の英訳を掲載した。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援等に関するインターネットバナー広告等に取り組んだ。

#### 2. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際基準設定主体等における新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的に貢献した。

##### (1) G20

G20 においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、共同声明等が発出された。2021 年 7 月以降に公表された声明における金融規制関係の主な記述は、以下のとおり。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021 年 7 月 10 日）（仮訳・抜粋）  
我々の新型コロナウイルス感染症による危機への包括的かつ団結した対応において、我々は、金融セクターが金融安定を維持しながら、回復への適切な支援を提供するよう確保することに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓に関する FSB の中間報告書を歓迎する。グローバル金融システムは、G20 の金融規制改革と国際的な公的当局の断固とした対応に支えられて高まった強靱性により、これまでのところパンデミックを乗り越えてきた。しかしながら、資本・

流動性バッファの機能や、景気循環増幅効果の潜在的な原因など、規制枠組のいくつかの分野では、さらなる検討が必要であり、ギャップが残っている。我々は、金融危機後に合意されたG20 規制改革の残された要素を完了することを含め、意図しない影響を回避しつつ、これらのギャップに対処することにコミットしており、10月の最終報告書を期待する。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021年10月13日）（仮訳・抜粋）

我々は、金融セクターが、金融安定を維持しながら回復への適切な支援を提供するよう確保することを目的とした、協力的アプローチに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び特定した課題に対応するための次のステップの提案に関するF S Bの最終報告書に期待する。

- G20 首脳声明（2021年10月31日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルスのパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び次のステップの提案に関するF S Bの最終報告書を歓迎する。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2022年2月18日）（仮訳・抜粋）

我々は、公平な経済回復を確保し、金融安定を維持するためにパンデミックからの潜在的な傷跡化する影響を回避するため、グローバルな金融セクターの強靱性を強化することにコミットする。我々は、金融セクターにおける出口戦略及び傷跡化する効果への対処に関する金融安定理事会（F S B）の作業に期待する。

## （2） 金融安定理事会（F S B）

### ア. F S Bにおける対応の全体像

F S Bは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「F S B原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年4月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。F S Bは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行っている。

※新型コロナ対応に関する「F S B原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

特に、金融庁は、FSB傘下の規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation。当時の議長は氷見野金融庁前長官）において、コロナ禍における国際的な規制監督上の課題対応全体のアジェンダ設定を行い、コロナ対応施策に関するレポート作成や評価枠組みの整理、ストレステストやシナリオ分析の実施上の課題の整理等を主導した。これらの作業を踏まえ、FSBは、2020年7月及び11月に「COVID-19 パンデミック：金融安定への影響と政策対応」を、2021年4月に「COVID-19 支援措置—延長、修正、解除」を公表した。

2021事務年度には、2021年7月に「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関する金融安定上の観点からの教訓：中間報告書」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年10月「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関する金融安定上の観点からの教訓：最終報告書」を公表、G20サミットに提出した。また、2022年2月には、COVID-19支援政策の長期化によって生じ得るリスクの一つである、過剰債務（デット・オーバーハング）について、ディスカッションペーパー「非金融企業の過剰債務問題へのアプローチ」を公表した。

#### イ. 2020年3月の市場の混乱とノンバンク金融仲介に関する作業

FSBは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020年11月に「2020年3月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表した。同レビューは、混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：NBF I）の抱える課題を特定した上で、NBF Iシステムの強靱性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBF I及び金融システム全体のシステムミック・リスクの理解の深化、③NBF Iのシステムミック・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。計画に基づき、FSBは、特に喫緊の課題であるMMFの強靱性向上に関する作業を行い、2021年6月、市中協議文書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」を公表した。

2021事務年度には、FSBは、当該市中協議文書を2021年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年10月には最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」及び「ノンバンク金融仲介（NBF I）の強靱性向上：進捗報告書」を公表し、それぞれ同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20サミットに提出した。2022年4月には米ドル調達と新興市場国の脆弱性に係る報告書を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

#### (3) 中央銀行総裁・監督当局長官グループ（GHOS）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

BCBSは、金融危機後のバーゼル規制改革が銀行システムにもたらした影響の評価に関する作業の一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の初期の経験に基づき、同規制改革が銀行の強靱性と行動に及ぼした影響の評価を行い、2021年7月に、「バーゼル規制改革に関するCovid-19パンデミック初期の教訓」と題する報告書を公表した。

また、BCBSでは、銀行の信用リスクガバナンスや、信用リスクのモデル化に関する実務について監督上の知見を共有している。BCBSは、こうした議論の中で確認された現状や課題等について整理し、2022年3月に、「新型コロナウイルス感染症に関連した信用リスクに関するニューズレター」として公表した。

#### (4) 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOは、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、引き続き、FSB等と連携して、MMFの強靱性向上、オープンエンド型ファンドの流動性リスク管理、社債市場の流動性及び証拠金とマージンコールに関する取組みを行っている。また、IOSCOは、2022年1月、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において取引所や市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓についてフィードバックを求める市中協議文書を、同年4月、新型コロナウイルス感染症による市場ストレス下における社債市場の流動性要因に関する報告書を公表した。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

|            | 申込み     |         |       |        |        | A/(A+B)      |
|------------|---------|---------|-------|--------|--------|--------------|
|            |         | 実行(A)   | 謝絶(B) | 審査中    | 取下げ    |              |
| 主要行等(9)    | 151,225 | 138,059 | 4,086 | 5,806  | 3,274  | 97.1%        |
| 地域銀行(100)  | 750,270 | 713,174 | 4,887 | 18,958 | 13,251 | 99.3%        |
| その他の銀行(77) | 1,172   | 1,032   | 78    | 10     | 52     | 93.0%        |
| 合計(186)    | 902,667 | 852,265 | 9,051 | 24,774 | 16,577 | <b>98.9%</b> |

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

|            | 申込み    |        |       |       |       | A/(A+B)      |
|------------|--------|--------|-------|-------|-------|--------------|
|            |        | 実行(A)  | 謝絶(B) | 審査中   | 取下げ   |              |
| 主要行等(9)    | 23,317 | 19,928 | 735   | 924   | 1,730 | 96.4%        |
| 地域銀行(100)  | 47,020 | 40,460 | 1,125 | 1,124 | 4,311 | 97.3%        |
| その他の銀行(77) | 1,717  | 1,340  | 76    | 44    | 257   | 94.6%        |
| 合計(186)    | 72,054 | 61,728 | 1,936 | 2,092 | 6,298 | <b>97.0%</b> |

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。



貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

|             | 申込み     |         |       |        |        | A/(A+B)      |
|-------------|---------|---------|-------|--------|--------|--------------|
|             |         | 実行(A)   | 謝絶(B) | 審査中    | 取下げ    |              |
| 信用金庫(255)   | 629,446 | 603,277 | 2,951 | 12,522 | 10,696 | 99.5%        |
| 信用組合(146)   | 107,301 | 104,020 | 236   | 1,452  | 1,593  | 99.8%        |
| 労働金庫(14)    | 15      | 15      | 0     | 0      | 0      | 100.0%       |
| 信農連・信漁連(46) | 3,329   | 3,208   | 17    | 49     | 55     | 99.5%        |
| 農協・漁協(628)  | 7,294   | 6,916   | 30    | 141    | 207    | 99.6%        |
| 合計(1088)    | 747,385 | 717,436 | 3,234 | 14,164 | 12,551 | <b>99.6%</b> |

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

|             | 申込み    | A+B    |       |     |       | A/(A+B)      |
|-------------|--------|--------|-------|-----|-------|--------------|
|             |        | 実行(A)  | 謝絶(B) | 審査中 | 取下げ   |              |
| 信用金庫(255)   | 26,605 | 24,637 | 238   | 575 | 1,155 | 99.0%        |
| 信用組合(146)   | 4,864  | 4,638  | 33    | 66  | 127   | 99.3%        |
| 労働金庫(14)    | 6,218  | 5,429  | 259   | 121 | 409   | 95.4%        |
| 信農連・信漁連(45) | 73     | 67     | 1     | 1   | 4     | 98.5%        |
| 農協・漁協(628)  | 4,602  | 4,283  | 18    | 65  | 236   | 99.6%        |
| 合計(1088)    | 42,362 | 39,054 | 549   | 828 | 1,931 | <b>98.6%</b> |

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

令和4年3月8日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

### 事業者等に対する金融の円滑化について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたっているほか、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響も懸念されるところ、様々な事業者が大変厳しい状況に置かれております。

こうした中で、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められております。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、3月7日に開催した「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、足下ではウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念されるところ、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業のみならず、大企

業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。また、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について」（令和4年2月25日）にて周知した内容について改めて徹底すること。

2. 新型コロナウイルス感染症等の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症等の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、本年1月から申請を開始した「事業復活支援金」を含め、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金などについても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、本年6月までの申込期限の延長と合わせて、貸付期間が20年に延長される政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い<sup>1</sup>を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

---

<sup>1</sup> 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について” (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

6. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で、借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会<sup>2</sup>、REVIC等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府の支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。
7. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
8. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。
9. 官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、ガイドラインの趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援すること。加えて、信用保証協会は、事業者の円滑な再生を図るため、ガイドラインに基づく手続の初期段階から、必要に応じて官民金融機関と緊密に連携・協力すること。
10. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、ガイドラインに基づく事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
11. ガイドラインの活用等に際しては、必要に応じて、経営改善計画策定支援事業や、事業再構築補助金の「回復・再生応援枠」、官民ファンド<sup>3</sup>等、「中小企業活性化パッケージ」に掲げられた施策も合わせて利用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

<sup>2</sup> 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

<sup>3</sup> 株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対しては、別途『「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を通じた一層の事業再生支援について』を要請。

- 1 2. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかにならないことがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
- 1 3. 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。
- 1 4. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

## 第8節 消費者行政に関する取組み

### I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和3年6月15日改定）。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

### II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。（別紙1参照）

工程表では、消費者基本計画における各種施策について、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPI（重要業績評価指標）を設定している。

工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、消費者白書において公表している。

### III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画工程表の番号に対応。

#### I 消費者被害の防止

（2）取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

##### ② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

- オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 についての対応
- カ 暗号資産交換業者等についての対応
- ⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
  - ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止
  - オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進
  - サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- (3) ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進
  - ① 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進
  - ⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- (4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備
  - ⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営
- Ⅲ 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応
  - (1) 「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応
    - ① 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - (2) デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立
    - ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現
- Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
  - (1) 消費者教育の推進
    - ③ 地域における消費者教育の推進
    - ⑥ 金融経済教育の推進



# 消費者基本計画 工程表

令和2年7月7日  
消費者政策会議決定  
(令和3年6月15日改定)  
(令和4年6月15日改定)

## I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

## II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

### 注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

### 注2

Well-beingに関する施策については、個別施策の中で、「Well-being 関連」と明示するとともに、より良い社会の実現に貢献する消費を心掛けている消費者に関するKPIを設定している。

### 注3

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

## III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる

不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

## 第9節 障害者施策への対応

### I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

### II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、ポータルサイトや庁内広報誌を通じて全職員に対し周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

## 第10節 高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2021 事務年度には、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020 年 8 月公表）を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、以下の業界の取組み等の支援を行った。

- ① 全国銀行協会において、預金者に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた場合の親族等代理人による預金の払出しに係る判断のポイント等を整理した「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」が公表された（2022 年 5 月）。
- ② 生命保険協会において、契約者等の認知判断能力が低下している際に、一定の親族等が本人の代わりに保険契約の有無を同協会に照会できる「生命保険契約照会制度」が 2021 年 7 月 1 日より運用開始された。同協会ではポスターやパンフレット等により同制度の利用者への周知を実施した。
- ③ 金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が委託・実施した、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における検討を後押しした。

また、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促した。

加えて、認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組みについて周知・広報を行った。

## 第11節 預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み

経済社会活動の様々な場面での旧姓の通称使用の拡大は、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進の一環として、政府全体が今後重点的に取り組む事項として定められている。

こうした中、「金融行政モニター受付窓口」に、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が寄せられたこと等を踏まえ、預金取扱金融機関における口座開設等での旧姓の通称使用に関する対応状況や課題等を詳細に把握する目的で、アンケート調査を実施した。

また、全国銀行協会等の業界団体に対し、①旧姓による口座開設等の申し込みを受けた場合には、例えばマネロン対策など金融機関において新旧両姓の双方を適切に管理する上で真に必要な手続き等について丁寧且つ積極的に顧客説明を行い、顧客からの十分な理解を得つつ、可能な限り円滑な対応を取ることや、②既に口座開設等での旧姓の通称使用に対応している金融機関の取組み事例の横展開を実施すること、を要請する等、口座開設等での旧姓の通称使用についてより一層の前向きな対応が行われるよう促した。

## 第12節 金融経済教育の取組み

### I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルイゼーションの進展、2022年4月以降の成年年齢引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。さらに2020年3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大も契機として、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用を推進している。

関連報告書としては以下のとおり。

- ① 金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ② SDGsアクションプラン2021  
（2020年12月21日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ③ 成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）
- ④ 経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日閣議決定）

### II 具体的な取組状況

#### 1. 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

さらに、eラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」を2021年11月25日に開講した。

#### 2. 学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施。（別紙1参照）

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁

職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、158校に対して延べ273名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

2021年度は、2020年度に引き続き、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

### 3. 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。

さらに、2022年4月から施行された新学習指導要領について、実際の授業で先生方が対応できるよう、2022年3月には、高等学校向けの金融経済教育指導教材を作成し、同年6月には各県の教育委員会を通じて教材の周知・広報を行った。

### 4. ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面授業の実施が困難となっている状況等を踏まえ、学究・実務分野の有識者による各10分程の解説動画「金融庁ちょっと教えてシリーズ」のコンテンツを拡充し、引き続き、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。(別紙2参照)



5 「Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)」×「日経地方創生フォーラム」への参加

日本経済新聞社と金融庁がオンラインにて共催した「Regional Banking Summit」に参加し、金融教育に携わる登壇者とともに、子どものうちから金融教育を行っていくことの重要性、高校で金融教育が拡充されることの意義、教育や行政、金融機関等が連携して金融教育を行う必要性、金融リテラシーの向上が人々の生活にもたらす意義について情報発信を行った。

6. 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より施行された成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2021年度 16件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2021事務年度 後援28件)。(別紙5参照)

9. その他の連携

高校生等だけでなく、より若年期から興味をもってもらえるよう、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる、小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル(生活編)」(うんこドリル×金融庁)を作成し、2021年3月に公表した。また、2021年10月には、「うんこお金ドリル(経済編)」を公表した。その後、本コンテンツをより一層活用するために、同内容を冊子化した「うんこお金ドリルパンフレット」を作成し、公表・配布した。

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014年度：2大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015年度：5大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、  
県立広島大学、神戸国際大学）

2016年度：8大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、  
神戸国際大学、東北学院大学）

2017年度：10大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、  
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、  
大学コンソーシアム大阪）

2018年度：11大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、  
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、  
相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、  
専修大学、学習院大学）

2019年度：12大学

(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度：6 大学

(東京家政学院大学、慶應義塾大学、専修大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、学習院大学)

2021 年度：13 大学

|    | 大 学 名       | 科 目 名                      |
|----|-------------|----------------------------|
| 前期 | 東京家政学院大学    | 生活設計論                      |
|    | 東京理科大学      | キャリアデザイン2、特殊講義5(金融リテラシー)   |
|    | 明治大学        | 基礎専門特別講義B(金融リテラシーとライフデザイン) |
|    | 明治学院大学      | 「現代経済特講1(金融の基礎知識とデリバティブ)」  |
|    | 日本大学        | 経済特殊講義I(金融リテラシー～人生とお金の知恵)  |
|    | 明星大学        | 経営基礎4(金融・会計プロフェッションコースクラス) |
|    | 慶應義塾大学      | 金融リテラシー～豊かな生活設計のためのお金の知恵～  |
| 後期 | 東京家政学院大学    | 生活設計論                      |
|    | 相山女学園大学     | 金融リテラシー                    |
|    | 大学コンソーシアム大阪 | 金融リテラシーを高めるー生活設計と金融の基礎知識   |
|    | 中央大学        | 金融リテラシーを学ぶ                 |
|    | 専修大学        | 金融リテラシー特論                  |
|    | 学習院大学       | 金融リテラシーとライフデザイン            |
|    | 県立広島大学      | パーソナルファイナンス論               |

(別紙2)

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>

**あやしい投資勧誘にご注意!**

**「未公開株」等  
被害にあわないための  
ガイドブック**

私がやらせて  
あげます!

**金融庁**  
Financial Services Agency

家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

つみたてNISA 早わかりガイドブック

制度が延長された つみたてNISA について、ボクが説明するよ!

つみたてNISAで

ちょっとずつ、資産形成を始めてみませんか?

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。  
確かに、投資信託には元本割れのリスクがありますが、  
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

その工夫とは、

- ・つみたてNISA制度を活用し、
- ・長期・積立・分散投資を
- ・資産形成に適した投資信託で行うことです。

その方法について、詳しく見ていきましょう!

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

## 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：  
資産形成の重要性



知識篇：  
長期・積立・分散投資



制度篇：  
非課税制度（つみたてNISAと  
iDeCo・企業型DC）

令和4年6月22日  
若年者への消費者教育の推進に関する  
4省庁関係局長連絡会議申合せ

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの取組状況  
(2021年度【令和3年度】末時点)

1 地方公共団体・大学等への働き掛け

- (1) 地方公共団体（教育委員会を含む。）、大学等に対し、実践的な消費者教育の徹底に向け、通知を行う等、様々な機会を活用して働き掛けを実施する。

地方公共団体・大学等への働き掛けとして、キャンペーン決定日に、都道府県・政令市の首長、教育長及び国公立大学長等に対して、文書を発出し、消費者教育の一層の推進に向けた働き掛けを行った。【4省庁連携】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、キャンペーンの内容に関連して、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けを行った。また、地方公共団体との意見交換会等を実施し、高等学校等における実践的な消費者教育の推進に向けて、出前講座や各種教材の活用等について働き掛けを行った。【消費者庁】

教育委員会等が実施した教職員向け研修に法務省職員を講師として派遣し、契約や私法の基本的な考え方についての指導方法を説明したほか、出前講座や高校生向け法教育リーフレットの活用等について働き掛けを行った。【法務省】

教育関係団体及び教育関係機関等に対して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改訂））に基づく取組を引き続き実施することを求めるとともに、若年者を対象とした当該団体及び機関等が行事・催し物を実施する際に参加者に対する消費者被害防止に係る情報発信等に協力するよう働き掛けを行った。

また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣した。【文部科学省】

- (2) 実践的な消費者教育を推進するため、各省庁で作成したコンテンツを活用しつつ、地方公共団体等とも連携し、高等学校・大学等向けの出前講座等を実施する。

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等と連携して周知を行いつつ、私立高等学校、特別支援学校及び大学を対象とした出前講座を実施した。【消費者庁】

高校等における成年年齢引下げをテーマとした若者との意見交換会（ウェブ会議方式による講義を含む。）を実施した。【法務省】

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業に係る出前講座等について、各学校等に対する周知への協力を各教育委員会に依頼した。【文部科学省】



金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」や、オンデマンド授業動画「マネビタ」なども活用しながら、日本銀行や金融関係団体、地方公共団体とも連携し、高校や大学に講師を派遣し、金融リテラシーに関する出前講座を実施した。【金融庁】

### (3) 情報発信、セミナー開催等の実施について関係団体への働き掛けを実施する。

PTA関連団体に対して文書を発出し、成年年齢引下げに関する情報発信等について働き掛けを行った。【消費者庁】 【文部科学省】

## 2 関係団体への働き掛け

### (1) 消費者団体、日弁連、金融関係団体等の関係団体に対し、出前講座等の機会を活用した注意喚起・情報発信の取組の働き掛けを行う。

各省庁において、消費者団体、日本弁護士連合会、金融関係団体、経済団体、障害・福祉団体、スポーツ関連団体、日本司法書士会連合会等に対して、出前講座等の機会を活用した注意喚起や、「18歳から大人」啓発ポスターやチラシの掲載、ウェブサイトでのリンク共有、SNSでの情報発信等の取組について働き掛けを行った。【4省庁連携】

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストア各社と連携し、令和4年3月1日から順次、コンビニエンスストア各店舗で、レジ画面へのメッセージ表示や店内放送におけるアナウンスを実施し、成年年齢引下げに関する広報・啓発を行った。【4省庁連携】

※関係4省庁及び財務省、国税庁、警察庁と連携して実施

## 3 イベント・メディアを通じた周知

### (イベント)

#### (1) 若年者が多く参加するイベント、成人式等を活用した周知を推進する。

若年者が多く参加するイベントである「TGC teen 2021 Winter」において、成年年齢引下げに関する啓発ステージを実施した（令和3年11月20日）。また、当日の様子を記録した動画をイベント主催者及び消費者庁のウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【消費者庁】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、地方公共団体における取組事例の紹介と若年者向け消費者教育関連の啓発資料、動画等の情報提供を行い、成人式における消費者教育・啓発の実施を働き掛けた。【消費者庁】

#### (2) 若年者、教員等が参加するイベント・セミナーを開催する。

「成年年齢引下げに向けた実践的な消費者教育の推進」をテーマにした、パネルディスカッションを実施した（令和4年2月27日、オンライン開催）。また、当日の様子を記録した動画を消費者庁ウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【4省庁連携】

若年者が参加するイベントとして、「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」（応募期間：令和3年11月4日～令和4年1月5日）を実施し、

応募作品を元に動画を作成し、ウェブサイト等における周知・啓発に活用した。

また、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマにした令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト（応募期間：令和3年11月17日～令和4年1月28日）を実施し、応募作品を基にした啓発ポスターを作成し、周知を行った。【消費者庁】

教員等に向けたイベントとして、成年年齢引下げをテーマに、法教育セミナーを実施した（令和3年8月17日、オンライン開催）。また、当日の講演等の内容や法教育授業の実践方法等に関する発表資料を法務省ホームページにおいて公開し、周知・啓発を行った。【法務省】

消費者教育に携わる地方公共団体の担当者、消費者教育関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者の参画による消費者教育連携・協働推進全国協議会を開催し、実践的な消費者教育に関するノウハウを共有し、成年年齢引下げに向けた取組を含めた実践的な消費者教育の促進を図った。【文部科学省】

OECDが主催する、子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマネーウィーク」に参加。令和4年3月のイベント期間中は、金融庁や金融関係団体、個別金融機関等において、メディアと連携した金融経済教育の周知広報や、成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂をテーマにしたシンポジウム等を実施した。【金融庁】

#### (メディアを通じた情報発信)

##### (3) デジタル化の進展も踏まえ、SNS等の各種メディアを活用した周知を実施する。

政府広報室において実施する、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした広報キャンペーンを活用して、テレビCM、雑誌、ウェブサイト、SNS等の様々な媒体において、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った（令和4年1月～3月まで実施）。また、成年年齢引下げをテーマとしたテレビ番組「新しい常識！18歳から大人ルール」を放映（令和4年1月16日）する等メディアを活用した周知を行った。【4省庁連携】

「18歳から大人」Twitterアカウント（令和3年3月22日開設）、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」（令和3年8月4日開設）において情報発信を行った。また、Yahoo!、Twitter、Instagram広告を活用して、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った。【消費者庁】

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」のエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、YouTube、Twitter、Instagram広告を活用したり、若年者が社会に出るまでに知っておきたい知識に関するクイズをTwitterで出題したりするなどして、若年者に訴求する周知活動に積極的に取り組んだ。【法務省】

金融庁公式アカウントや、つみたてNISAのマスコットキャラクターである「つみたてワニーサ」アカウントから、消費者トラブルに関する注意喚起や、金融庁や関係機関等における金融教育に関するイベント情報等を発信した。また、成年年齢引下げを踏まえ、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイ

トや動画を作成した。【金融庁】

#### 4 消費者教育のコンテンツの充実・活用の促進

##### (1) 実践的な消費者教育の実施に資する動画等を作成し、SNS等での情報発信に活用する。

「ゆりやんレトリィバァのラップ動画 成年年齢ー大人になる君へのメッセージ」、「身近な契約のチェックポイント」、「社会への扉」動画講座（生徒用及び教師用）等の動画を作成し、消費者ウェブサイト開設した「18歳から大人」特設ページ等で活用を促した。【消費者庁】

成年を迎えるに当たって知っておきたい知識を集約し、マンガやクイズを交えて伝える特設ウェブサイト「大人への道しるべ」にコンテンツを拡充し、活用を促進したり、そのエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、SNS等において活用を促進した。【法務省】

##### (2) 利用者の特性を考慮したデジタル教材等を作成し、高等学校等での活用を促す。

特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材（令和3年6月公表）の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。

高等学校向け、成年消費者向けに活用できる消費者保護のための啓発用デジタル教材を、有識者会議での検討も踏まえ作成した。また、小学校向けに自立した消費者育成のためのデジタル教材を作成した。【消費者庁】

契約や私法の基本的な考え方を分かりやすく解説した、高校生向け法務省リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2年生を対象として約130万部を配布したほか、学校現場や地方自治体、士業団体等からの求めに応じて同リーフレットの追加配布を行った。また、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストを法務省ホームページで公開し、同リーフレットの更なる利活用を促した。【法務省】

成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂を踏まえ、高校向けにオンデマンド授業動画や指導教材を作成したほか、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイトや動画を作成した。また大学生・社会人等向けには、消費者庁や関係業界と連携し、金融リテラシーに係る教材であるオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】

## 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況 (2021年度【令和3年度】末時点)

### 1 高等学校等における消費者教育の推進

#### (1) 学習指導要領の徹底【文部科学省】

現行学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や公民科、家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実を図った。

新学習指導要領においても消費者教育の内容の更なる充実が図られており、2019年度、2020年度、**2021年度**の全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。

2022年度以降においても引き続き学習指導要領の趣旨の徹底を図っていく。

民法の改正による成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関わる内容を学習することとなるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行ったことから、このことについても併せて引き続き周知を図る。

【文部科学省】

#### (2) 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

消費者庁で2016年度に高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を作成した。2017年度は、徳島県の全高等学校等（56校、6,900人）で「社会への扉」を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表した。

2018年度は、全国で同様の授業を実施することを目指して、全都道府県への働き掛けを行った。

2019年度においても、全国で実践的な消費者教育の授業を実施することを目指し、都道府県への働き掛けを行った。また、2019年度においては、教員等の授業支援として、地方公共団体が作成した実践事例の消費者庁ウェブサイトでの公表を行った。

2020年度は、都道府県に対し実践的な消費者教育の授業実施に向けた一層の取組促進の働き掛けを行うとともに、成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について、関係団体に働き掛けを行った。

**2021年度は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等への働き掛けを強化するとともに、私立高等学校、特別支援学校等を対象とした出前講座事業を実施した。2021年度における「社会への扉」等の活用実績は下記表のとおりである。**

さらに、2019年度には、学習成果の定着促進のため「社会への扉」の確認シート（契約編）や、特別支援学校のための支援ツールを、2020年度においては、「社会への扉」の確認シート（お金・暮らしの安全編）、消費者教育の機会確保と高等学校等の教師の指導に資するよう、「社会への扉」の内容等を学習することができる生徒向け・教員向け動画コンテンツ、契約・デジタル取引等に関する事項を学習す

ることができる特別支援学校向け教材や中学校向け教材、デジタル取引・サービスに関連する最近の消費者トラブルについて、具体的事例を学べる若年者向け教材を作成・公表し活用を促している。2021年度においては、前年度に作成・公表した、特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。【消費者庁】

（表1）2021年度における「社会への扉」等の活用実績

| 消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数 | 都道府県の数 |
|----------------------|--------|
| 90%以上                | 36     |
| 80%以上～90%未満          | 9      |
| 70%以上～80%未満          | 2      |
| 60%以上～70%未満          | —      |
| 50%以上～60%未満          | —      |
| 50%未満                | —      |
| 合計（注1）               | 47     |

（注1）全高等学校等での活用実績：91%

（表2）学校種別における活用実績 【単位：都道府県の数】

| 消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数 | 国公立<br>高等学校等 | 私立<br>高等学校等 | 特別支援学校 | 高等専門学校 |
|----------------------|--------------|-------------|--------|--------|
| 90%以上                | 45           | 19          | 29     | 29     |
| 80%以上～90%未満          | 2            | 10          | 11     | —      |
| 70%以上～80%未満          | —            | 7           | 3      | 1      |
| 60%以上～70%未満          | —            | 5           | 3      | 3      |
| 50%以上～60%未満          | —            | 4           | —      | 1      |
| 50%未満                | —            | 2           | 1      | 8      |
| 合計（注1）               | 47           | 47          | 47     | 42（注2） |

（注1）学校種別における活用実績：国公立 98%、私立 75%、特別支援学校 88%、高等専門学校 77%

（注2）5県については高等専門学校がないため集計対象としていない。

全国の教育委員会関係者や校長、教員、私立学校関係者等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】

法務省では、教育関係者、法曹関係者等で構成する法教育推進協議会において、消費活動の前提となる私法の基本的な考え方についても取り上げた法教育教材を作成し、2018年度から順次、全国の小中学校、高等学校、教育委員会、社会科・公民科の教職課程を有する大学の学部、教員研修施設、都道府県の消費者行政担当課等に配布した。

また、これら教材の利用促進を図るため、教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公開したほか、教員研修等での講義を実施した。

2020年度には、成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、契約や私法の基本的な考え方を解説した高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布した。

2021年度には、同リーフレットの配布を継続するとともに、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行ったほか、8月に契約等をテーマとした教員向けの法教育セミナーをオンライン形式により実施した。【法務省】

金融経済教育については、金融庁や、金融広報中央委員会等の関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」を策定したほか、金融広報中央委員会において、成年年齢引下げに関する中高生向けの動画や契約関連内容をまとめたパンフレットを新たに作成し、学校等に配布している。また、金融庁において、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画、高校生及び教員向けの授業動画、高校向け指導教材の作成などを行った。加えて、新成人向けに、過剰借入・ヤミ金利用その他消費者トラブルに関して注意すべき点をクイズ形式で紹介する動画や、消費者庁や関係業界と連携し、大学生や新社会人を主な対象にしたオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】

### (3) 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

「学校における消費者教育の充実について」（平成28年4月28日消費者教育推進会議提案）等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載した。

「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。

また、「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等が提示された。

加えて、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、消費者教育コーディネーターを活用した事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

消費者教育コーディネーター育成のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座を実施した。

令和3年度地方消費者行政の現況調査の結果によれば、40都道府県において、消費者教育コーディネーターが配置されている。

消費者庁ウェブサイトにおいて、外部講師を活用した高等学校等における実践事例を紹介した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体等の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

文部科学省が開催する消費者教育フェスタにおいて外部の専門家等を活用した授業等についての事例発表を行うなど実務経験者の学校教育現場での活用の推進を図っている。【文部科学省】

財務局や日本銀行、地方公共団体とも連携しつつ、全国の学校に講師を派遣し、



金融リテラシーに関する授業を実施している。【金融庁】

#### (4) 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い（平成30年6月取りまとめ）、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定した（「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定。同年7月12日改定。）別紙）。

現職教員に対する講習、研修における取組として、2019年度、2020年度、2021年度に、独立行政法人国民生活センターが大学に協力して、教員に対する免許状更新講習を実施した。

また、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、免許状更新講習に関し、消費者教育について取り扱う講座の積極的な開設を促すとともに、消費者庁から地方公共団体の消費者行政部局に対し、講習等への講師派遣協力の依頼を行った。

さらに、独立行政法人国民生活センターが現役の教員を対象として、授業等で消費者教育を取り扱うためのノウハウを学ぶ研修講座を地方公共団体との共催により開催した。また、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学等と連携して免許状更新講習を実施している地方公共団体の事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

また、消費者教育コーディネーターの能力向上による質的保証のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体と共催で消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座について、内容を充実させて実施した。

消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。

さらに、2019年度、2020年度、2021年度に消費者教育コーディネーター配置促進のため、地方公共団体の消費者行政部局に対して、消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用を促した。

また、文部科学省において、免許状更新講習の申請要領を示した大学等の講習開設者に向けた通知の中で、消費者教育を含む成年年齢引下げに関する事項を取り上げた講習を必修領域や選択領域において開設できることを示した上で、開設を推進しており、免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数が増加した。【消費者庁、文部科学省】

消費者庁が2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の積極的な活用を促すため、独立行政法人教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成しウェブサイト上で公開するとともに、文部科学省において、全国の研修担当者等に対し研修動画の活用等を促した。

また、教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知（令和3年7月）を发出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国のエデュケーション委員会に促した。

さらに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改定を踏まえた通知を発出し、全国の教育委員会や教職課程を置く大学等に対して、教員の養成・研修等における消費者教育に関する内容の充実等を促した。【文部科学省】

## 2 大学等における消費者教育の推進

### (1) 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】

大学進学等によって若年者が新生活を始めるに当たって、特に注意が必要な事項や、成年年齢引下げによって、18歳から一人で有効な契約が結べるようになるといった消費生活上の基礎的な事項等をまとめた啓発資料を関係4省庁で作成し、消費者庁ウェブサイトで公表するとともに、関係団体に周知、配布した。

また、2019年度、2020年度、**2021年度**共に地方公共団体の消費者行政部局に対し、成人式で活用できる啓発資料、他の地方公共団体の取組事例の情報発信を行い、成人式での取組を促した。

さらに、消費生活上の基礎的な情報や消費者被害防止に資する情報をまとめた動画コンテンツを作成・公表し、活用を促した。

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携の支援を含め、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、消費者教育推進会議の下に設置された「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等を整理し、大学等と連携した支援事例など、地域における消費者教育の充実に向けた事例を紹介し、取組を促した。

また、この推進会議においては、平成28年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）を基に作成した、消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例に関する資料を提示し、その後、消費者庁ウェブサイトにて公表することにより、情報を提供している。

さらに、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学生等と連携した取組事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施しており、全ての大学の学生に対するガイダンス等での指導・啓発の推進を図っている。【文部科学省】

### (2) 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】

大学等と消費生活センター等が連携した事例等を紹介している、令和元年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）について、地方公共団体の消費者行政部局宛て周知を行い、取組を促した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、外部講師を活用した大学における講座の取組事



例や大学等と連携したイベント開催等の取組事例を紹介し、取組を促した。

また、都道府県に対し、財務局と連携して大学での講座を実施した事例を紹介しつつ、大学等における出前講座等の取組を促した。【消費者庁】

### （3）大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

金融庁・財務局職員による、大学を含む学校向けの出張授業を抜本的に拡充し、金融経済教育推進会議において策定した、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」やオンデマンド動画教材「マネビタ」、金融庁で作成した「高校向け指導教材」等も活用しつつ、大学等における講義を実施した。また、金融経済教育の推進に向けて、都道府県教育委員会に働き掛けを行ったほか、大学の教員養成課程や教員向け研修等においても、金融リテラシーに係る講義を実施した。【金融庁】

## 3 その他

### （1）消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置【消費者庁】

「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済み。「消費者教育推進地域協議会」は47都道府県、19政令市で設置済み。【消費者庁】

### （2）大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し【文部科学省】

2010年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を改訂（2018年7月）し、全国の大学等及び教育委員会へ通知を行った。また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣するとともに、教育委員会や大学関係者が参加する消費者教育フェスタを開催した。【文部科学省】

## 2021年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. たかむら ひろこ  
高村 浩子  
(茨城県)
  - ファイナンシャルプランナーやキャリアコンサルタントとしての幅広い知識を活かし、金銭教育やキャリア支援、ファイナンシャルプランニング啓発等に尽力。参加者目線の分かりやすい指導により、金融知識の普及・向上に貢献。
2. もとやま みちこ  
本山 路子  
(栃木県)
  - 金融広報アドバイザーとして、元消費生活相談員の知識や経験を活かして、丁寧で分かりやすい講演を数多く実施。他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. たけだ かよこ  
武田佳代子  
(千葉県)
  - 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる消費生活相談員の知識や経験を活かし、金銭教育や生活設計等のほか、終活関連等の講演を実施。市町村の相談員の育成指導にも積極的に取り組む等、金融知識の普及・向上に貢献。
4. あおき かつひろ  
青木 克博  
(福井県)
  - 金融広報アドバイザーとして、行政書士の豊富な経験を活かした講演を数多く実施。受講者参加型の講演の方法を実際に披露するなどして、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. かみさき すみお  
上笹 純夫  
(山梨県)
  - 金融広報アドバイザーとして、教員等の経験や知識を活かし、楽しみながら知識を吸収できるよう工夫しつつ、家計管理、生活設計等に関する講演を実施。金融教育研究校への助言・指導等も積極的に行う等、金融知識の普及・向上に貢献。
6. おの れいこ  
小野 玲子  
(長野県)
  - 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる教員経験を活かし、主として児童・生徒向けに金融教育、ライフプラン等の講演を実施。また、教員向けに、自らの体験談を交えた消費者教育に関する講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
7. まつい たまき  
松井 環  
(愛知県)
  - 金融広報アドバイザーとして、元県庁職員の豊富な知識や経験を活かし、幅広い年代層に分かりやすい講演を実施。最新の情報に基づく分かりやすい講演に努め、受講者から高い評価を得るなど、金融知識の普及・向上に貢献。

8. <sup>なかべ えみ</sup> 中部 絵美  
(三重県)
- 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる消費生活相談員等の豊富な知識や経験を活かし、消費者トラブル等に関する分かりやすい講演を実施。障がい者への金銭教育にも積極的に携わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. <sup>くまがい よしたか</sup> 熊谷 嘉隆  
(滋賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かし、参加者の興味・関心を深める講演を数多く実施。特に学校における金融教育の推進に積極的に関わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. <sup>まるやま たかのぶ</sup> 丸山 高信  
(滋賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かして、参加者の興味・関心を深める講演を数多く実施。金融広報誌においてコロナ禍での家計管理のポイントを解説するなど、広く金融知識の普及・向上に貢献。
11. <sup>なかの ひでき</sup> 中野 任基  
(兵庫県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かし、キャッシュレス決済等の環境変化を踏まえた講演にも精力的に対応。国民各層に向けた金融教育の普及・拡大に注力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12. <sup>ほそかわ たけし</sup> 細川 豪  
(島根県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー等の知識や経験を活かして、数多くの講演を実施。高齢者や養護学校の生徒に対し、キャッシュレス決済に関する丁寧な講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
13. <sup>たまだ きみえ</sup> 玉田樹身英  
(徳島県)
- 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代に向けて、最新の知識に基づく、時宜に応じた講演を実施。また、地元機関紙への寄稿やラジオ出演、消費者教育教材作成の検討委員を務めるなど、広く金融知識の普及・向上に貢献。
14. <sup>やの ひであき</sup> 矢野 英昭  
(大分県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの豊富な知識や経験を活かした講演を数多く実施。金融広報誌への寄稿や自主勉強会の開催等により金融広報アドバイザーのレベルアップに尽力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. せきしりつ  
関市立

たわらしょうがっこう  
田原小学校

(岐阜県)

- 平成 30 年度、令和元年度に金銭教育研究校の委嘱を受け、金融教育の推進を図るための実践・研究を実施。
- 「金融教育の 4 つの分野と重要概念」と、田原小学校 3 つの視点（①見通す力、②判断・行動する力、③生活につなげる力）の両面から、題材構成図を作成し学習過程の工夫を行った。
- 教育課程の中で多々存在する「金銭教育」に対し、教師が意識して横断的に取り組むことを継続し、金融教育の普及・向上に貢献。

2. いよしりつ  
伊予市立

きたやまさきしょうがっこう  
北山崎小学校

(愛媛県)

- 平成 28 年度、平成 29 年度に金銭教育研究校の委嘱を受け、金銭教育の推進を図るための研究及び実践に全校体制で取り組んだ。
- 地域や保護者の協力も得て、平成 30 年度以降も継続した取り組みが行われ、金銭教育の充実が図られている。
- 体験学習を重視した取り組みを進めながら、ものやお金、資源を大切にすることを育む教育活動に継続的に取り組み、金融教育の普及・向上に貢献。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

| 承認日        | 主催                     | 開催日(期間)               | 事業等の名称                          |
|------------|------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 2021/7/19  | 一般社団法人投資信託協会           | 2021年9月13日～10月13日     | 家庭科における「金融教育」セミナー               |
| 2021/8/20  | 株式会社東洋経済新報社            | 2021年10月～2022年3月      | TOKYO 金融カンファレンス 2021            |
| 2021/9/7   | 東京地下鉄株式会社              | 2021年9月11日、12日、18、19  | 親子向けセミナー「学校では教わらない お金の勉強」       |
| 2021/9/16  | 全国公民科・社会科教育研究会         | 2021年11月15日～2022年2月末  | 証券・経済セミナー                       |
| 2021/9/27  | 家計簿普及促進委員会             | 2021年11月17日           | 令和3年度「家計簿のタベ」                   |
| 2021/10/27 | 一般社団法人投資信託協会           | 2022年1月11日～2022年1月31日 | 企業型確定拠出年金カンファレンス 2022 (オンライン開催) |
| 2021/10/27 | 福岡大学ベンチャー企業論ミライノプロジェクト | 2021年11月12日           | 家庭科の先生・若者向けイベント (ミライノ教室)        |
| 2021/12/27 | 一般社団法人シンクパール           | 2022年3月3日             | NIPPON 女性からだ会議®2022             |
| 2022/1/17  | 日本証券業協会                | 2022年2月13日            | 2021年度「はじめての資産運用講座」             |
| 2022/1/21  | 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会    | 2022年3月27日            | パーソナルファイナンスセミナー                 |
| 2022/3/7   | 公益財団法人生命保険文化センター       | 2022年5月12日～9月9日       | 第60回中学生作文コンクール                  |
| 2022/3/7   | 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会    | 2022年4月～2023年3月       | 2022年度「くらしとお金のFP相談室」            |
| 2022/3/15  | 一般社団法人日本金融教育推進協会       | 2022年3月21日～2022年3月27日 | グローバルマネーウィークイベント「マネーエンパワー」      |

| 承認日       | 主催                  | 開催日(期間)                   | 事業等の名称  |
|-----------|---------------------|---------------------------|---|
| 2022/4/11 | 金融広報中央委員会           | 2022年6月1日<br>～2023年3月17日  | 「第55回『おかねの作文』コンクール」、「第20回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」及び「第19回金融教育に関する実践報告コンクール」 |
| 2022/4/12 | 株式会社日本経済新聞社         | 2022年5月～<br>2023年3月       | 中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第23回日経 STOCK リーグ」                                |
| 2022/4/25 | 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 | 2022年5月2日<br>～2023年3月31日  | 第16回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」  |
| 2022/5/9  | 株式会社日本経済新聞社         | 2022年6月から<br>2023年3月      | NIKKEI 100年の資産形成 2022   |
| 2022/5/9  | 株式会社日本経済新聞社         | 2022年7月～<br>2023年3月31日    | 日経お金の教室 2022  |
| 2022/1/25 | 特定非営利活動法人キッズフリマ     | 2022年1月25日<br>～2023年3月31日 | キッズフリーマーケット   |
| 2022/5/30 | 日本証券業協会             | 2022年8月4日<br>～8月18日       | 教員向け金融経済セミナー  |
| 2022/6/3  | 全国公民科・社会科教育研究会      | 2022年8月3日                 | 証券・経済セミナー   |
| 2022/6/6  | 一般社団法人日本金融教育推進協会    | 2022年6月8日                 | 日本金融教育推進協会主催「お金の日」座談会   |
| 2022/6/8  | 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 | 2021年9月～11月               | 2022年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」  |
| 2022/6/13 | 日本証券業協会             | 2022年8月16日                | 教育関係者向け金融経済セミナー   |
| 2022/6/17 | 一般社団法人投資信託協会        | 2022年4年9月1日～2022年9月30日    | 企業型確定拠出年金カンファレンス 2022 秋(オンライン開催)  |
| 2022/6/21 | 金融広報中央委員会           | 2022年10月～<br>2023年2月28日   | 2022年度「先生のための金融教育セミナー」  |
| 2022/6/21 | 一般社団法人日本CFA協会       | 2022年6月12日～26日            | 日本CFA協会エシックス・チャレンジ 2022   |

| 承認日       | 主 催          | 開催日(期間)                   | 事業等の名称                          |
|-----------|--------------|---------------------------|---------------------------------|
| 2022/6/27 | 一般社団法人投資信託協会 | 2022年8月26日<br>～2022年9月26日 | 高校教諭（家庭科・公共）及び教育関係者に向けた金融教育セミナー |

## 第13節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

### I 顧客本位の業務運営に関する原則

#### 1. 経緯

当庁は、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下、「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識のもと、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。

また、金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを見える化し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現する観点から、同原則を採択し、取組方針等を公表している金融事業者をリストとしてとりまとめ、金融庁ウェブサイトで公表してきた。

さらには、2021年1月15日には、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書-顧客本位の業務運営の進展に向けて-」（2020年8月5日公表）を踏まえ、同原則を改訂した。

#### 2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みについて

##### (1) 金融事業者における顧客本位の業務運営に係る取組みの「見える化」

金融事業者に対して原則の項目に対応した取組方針の策定・公表することを促す観点から、原則と取組方針の対応関係が明確に示されていることが確認できた者のみを対象とした、新たな「金融事業者リスト」を公表した（直近は、2022年5月）。

また、リスト掲載者のうち投資信託の共通KPI（2021年3月末基準）に関する報告があった者の計数を取りまとめ、その分析結果を公表した（直近は、2022年5月）。

さらに、顧客による業態の枠を超えた商品比較を容易にする観点から、投資信託と類似の機能を有する金融商品として比較推奨が行われている外貨建保険についても、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」（運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン）を策定し、当該KPIを用いた分析結果とともに公表した（2022年1月）。

これらの取組みについて、雑誌への寄稿や講演等を通じて資産形成層に対し、「見える化」の施策の趣旨等を周知した。

##### (2) 「重要情報シート」の導入・活用に関する取組み

「重要情報シート」の導入・活用を促進するため、継続的に業界との議論を実



施するとともに、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論を行った。特に仕組債やレバレッジ・インバース型ETF等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進めた。また、主要行や地域銀行といった主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを実施した。

## II つみたてNISAの普及・利用促進について

### 1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の2割に届いていないほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工会議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

#### (2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開を行った。

#### (3) イベントを通じた広報

2021年10月8日には、つみたてNISA Meetup（つみっぴ）を開催し、投資について考える20代の方たちが集まる104（トウシ）コンソーシアムと金融庁の20代職員が投資に関する意見交換を行った。その際の説明資料も広く共有するために、金融庁ホームページにて掲載した。

2021年11月26日、鈴木俊一大臣は、「安定的な資産形成と金融リテラシー

の向上について」をテーマに、資産形成や金融教育に造詣の深い大学生、20代社会人、サラリーマン投資家、経済アナリスト、ジャーナリスト、FP、消費生活アドバイザーの計7名の方々と「車座対話」を開催した。

### 3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,703万口座、買付額が約28.0兆円(2022年6月末時点)となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約639万口座、買付額が約2兆1,055億円(2022年6月末時点)となった。また、利用者の特徴をみると、2022年6月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代~40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2021年(令和3年)NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は71.2%(前年より6.6ポイント増加)、制度内容の認知率は27.7%(前年より4.5ポイント増加)となった。

## 第14節 サステナブルファイナンスに関する取組み

### I 国内動向

#### 1. サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」における議論を踏まえ、2021年6月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめた報告書を公表した。

2021事務年度には同提言に沿った施策に取組み、2022年7月には、こうした施策の進捗と新たな課題を整理・提言する「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書-持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」を公表した。

#### 2. 企業情報の開示の質と量の向上

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2022年6月末時点で、世界で3,500以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、TCFDコンソーシアム等を通じ、「TCFDサミット2021」の開催をサポートするなど、TCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組みを推進した。

さらに、2022年4月に発足した東京証券取引所のプライム市場に上場する企業については、コーポレートガバナンス・コードにおいて、「国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」とこととされており、これに基づく開示の充実が進みつつある。

また、2022年6月に公表した「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、当該「記載欄」には、国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行うこととされた。

#### 3. 市場機能の発揮

2021年10月、日本取引所グループ（JPX）において、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置し、2022年1月には中間報告書を公表した。また、中間報告書を踏まえ、2022年7月、JPXにおいて、ESG債券の発行情報等を集約する「情報プラットフォーム」を立ち上げた。

2022年2月、上記有識者会議に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、ESG評価・データ提供機関のほか、投資家、企業等も含め、

投資市場全体としてESG評価・データが信頼性のある形で利用されるための環境整備を図るための議論を行い、2022年7月には、報告書及びESG評価・データ提供機関向けの行動規範案を公表した。

また、ESG投信を取り扱う資産運用会社（37社／対象ファンド225本）に対して、ESG投資に関する各社の現状把握及びいわゆるグリーンウォッシュ等の課題解決に向けた調査・分析を実施した。ESG投信を取り扱う資産運用会社に対する期待を整理し、2022年5月、「資産運用業高度化プログレスレポート2022」において公表した。

#### 4. 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

金融機関（銀行・保険会社）における気候変動への対応（投融資先支援やリスク管理）について、2022年7月、金融庁と金融機関の対話の基本的な着眼点や、顧客企業の支援についての参考事例を盛り込んだディスカッションペーパー（「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」）を公表した。

また、日本銀行と連携し、3メガバンク、大手3損保グループを対象に、金融機関と合意したシナリオ分析の枠組みに基づき、NGFS<sup>1</sup>シナリオを共通シナリオとする気候変動に関するシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施した。参加金融機関が提出した分析結果を踏まえ、データの制約や分析モデル・手法の妥当性、将来的な活用にあたっての課題などを金融機関と議論し、2022年8月、結果等をまとめた資料を公表した。

#### 5. ソーシャルボンドガイドラインの策定について

ソーシャルボンドと称する債券に必要な要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価・選定のプロセス等）と重要な推奨項目（外部機関によるレビュー等）について、2021年10月、期待される事項と具体的対応方法を示したソーシャルボンドガイドラインを公表した。

また、2021年12月に「ソーシャルボンド検討会議」の下に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、有識者による検討を経て、2022年7月、ソーシャルボンドガイドラインの付属書としてソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例を公表した。

## II 国際動向

### 1. 国際的な議論への貢献

気候変動対応への世界的な要請が高まる中、トランジションファイナンスに関する国際的な議論の発展に貢献した。2022年2月、IPSF<sup>2</sup>内に新設された、

<sup>1</sup> NGFS : Network for Greening the Financial Systemとは、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのこと。

<sup>2</sup> IPSF : International Platform on Sustainable Financeとは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調

トランジションファイナンスに関する作業部会の共同議長に就任したことに加え、2022年5月には、脱炭素に向けた移行（トランジション）の道筋や、トランジションファイナンスの役割について議論を行う国際シンポジウムを主催した。

また、気候関連リスクの測定やデータへの理解を深め、国内施策に資するよう、シナリオ分析に関する委託調査を実施し、2022年4月に、「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」報告書を公表した。

さらに、生物多様性も含めた自然資本については、以下の取組みを通じて、知見を深めた。具体的には、2021年12月、環境省とともに、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムに参加を表明した。また、NGFSにおいては自然関連リスクに係るタスクフォースにも参加し、関連する概念の整理に係る議論に貢献した。

FSBや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、IOSCOでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

## 第15節 ウクライナ情勢への対応

### I 概要

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、我が国は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアの一部銀行に対する資産凍結などを含む金融分野での制裁やロシア関係者・団体に対する資産凍結等の対露制裁措置を講じるなど事態の改善に向けて取り組んだ。金融庁としても、金融機関に対し、国内外の制裁に係る法規制等に則った対応の着実な実施を求めるとともに、日本の金融システムに与える影響等をモニタリングするなどの対応を行った。

### II 金融機関のリスクに関するモニタリング

ウクライナ情勢を受けて、本邦大手金融機関のロシア向けエクスポージャーの状況や顧客企業への影響等についてヒアリングを実施した。

また、資源価格の高騰や供給制約等の経済・社会情勢の変化が与信先企業に与える影響や、市場環境の変化が金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響についてモニタリングを行った。

### III 金融機関の対応に関する要請

#### 1. 事業者の資金繰り支援等に係る要請

2022年2月25日にウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について金融機関に対し要請した。(別紙1参照)

さらに、5月11日には、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、原油価格・物価高騰等の影響も懸念されるところ、4月26日に決定した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について要請した。(別紙2参照)

#### 2. ウクライナ避難民の口座開設等に係る要請

2022年5月10日に各預金取扱金融機関に対し、口座開設を希望するウクライナ避難民に丁寧な顧客対応を行うことや、例えば在留カードを所持していない場合であっても柔軟な対応を行うこと、自治体等との連携等により支援金の迅速な入金に努めることを要請した。

### IV 暗号資産

我が国は、ウクライナをめぐる国際情勢を鑑み、国際平和のための国際的な努力に寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容

等を踏まえ、閣議了解を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による支払規制を含めた諸般の措置を実施している。

これを踏まえ、金融庁及び財務省において、暗号資産交換業者に対し、2022年3月14日付けで以下の要請を実施した。(別紙3参照)

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。
- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。
- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引についてモニタリングを強化すること。

## V 国際的な議論への貢献

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、ウクライナ情勢が金融安定等に与える影響について、国際会議等の場で主に以下の議論が行われた。金融庁は、各会議等の一員として、当該議論に貢献した。

### 1. G7

G7では、ロシアに対する制裁対応等が議論され、複数の声明が公表された。

- ウクライナに関するG7財務大臣声明(2022年2月14日)  
(仮訳・抜粋)

我々の喫緊の優先課題は、状況の緊張緩和に向けた努力を支援することである。しかしながら、我々は、特にロシアによるウクライナに対するさらなる軍事的侵攻は、迅速かつ協調され強力な対応に直面することを改めて表明する。我々は、ロシア経済に甚大かつ即時の結果をもたらす経済・金融制裁を共同して科す用意がある。

- ロシアのウクライナに対する侵略戦争に関するG7財務大臣・中央銀行総裁声明(2022年4月20日)(仮訳・抜粋)

我々は、ロシアのウクライナへの侵攻に直接的に対応して相当の制裁を課し、結果として取られる経済・金融措置を完全に遂行し執行する。我々の制裁はロシア経済に既に意図した通りの甚大

な影響を及ぼしており、本年のロシア経済は大幅に縮小するだろう。(中略)我々は制裁の効果を引き続き注視する。我々は、制裁を執行し、制裁の回避、迂回あるいは穴埋めの試みを阻止するために、パートナーと共に引き続き緊密に連携して取り組む。

ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒ(ＲＥＰＯ)に対する多国間タスクフォースは、ロシアのウクライナへの不当、かついわれのない侵略と関連して制裁の対象となっている個人・団体の資産や経済的資源を遅滞なく特定し、処分を制限し、凍結し、適切かつ可能な場合には、差し押さえ、没収または剥奪する我々の取組を協調し支援すべく行動している。

- G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2022年5月20日)  
(仮訳・抜粋)

3. 我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の断固として協調した制裁対応への共通のコミットメントを強調する。我々は引き続き、ロシア及びベラルーシを世界経済から孤立させることによって、その戦争に関するロシアの代償を高める。我々は、我々の経済・金融制裁を完全に遂行し執行するとともに、制裁の回避、迂回及びバックフィルへの警戒を続けることに引き続きコミットする。我々は、ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒに対する多国間タスクフォースによる進行中の作業を歓迎する。プーチン大統領、彼の政府や支持者及び彼らを支えているベラルーシ政権は戦争の社会的、経済的結果に対する全ての責任を負っている。

- ウクライナ支援に関するG7声明(2022年6月27日)(仮訳・抜粋)

制裁：我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の前例のない協調した制裁措置へのコミットメントを引き続き堅持する。その効果は、時間とともに増大することになる。(中略)我々は、ロシアに対する我々の経済的措置を更に強化するため、各国の法的権限及び手続と整合的な形で、今後数日から数週間のうちに、次の措置をとることに共同でコミットする。我々は、ロシアを世界市場への参加から孤立させ、制裁回避を取り締まるための新たな方法を引き続き模索する。我々は、金から得るものを含むロシアの収入を減少させることを決意する。我々はまた、回避やバックフィル活動を引き続き標的にする。(後略)

## 2. 金融安定理事会(FSB)

FSBは、2022年4月、ウクライナ情勢が引き起こした金融市場における大きな価格変動についてG20財務大臣・中央銀行総裁への



レターを公表した。当該レターは、①商品市場において流動性の低下やマージンコールによる負担が生じたことや、②金融市場全体が（不安定化したにもかかわらず）秩序だって機能したことに言及しているほか、世界の金融安定性に対するウクライナにおける戦争の直接的な影響は2020年3月のCOVID-19による混乱と比較して限定的と指摘している。一方で、ウクライナ情勢において表面化した注意を要する論点として、①商品市場とその他の金融システムとの連関性、②商品市場の変動が引き起こした商品デリバティブにおける多額のマージンコール、③金融システムにおけるレバレッジ、④サイバー攻撃、⑤新興国における外部からの資金調達に係る脆弱性、に言及している。これら現存する金融安定の課題に対して、FSBは、主に2つの方法で対応するとしている。一つは、グローバルな金融システムにおける重要なノードのレジリエンスに焦点をあてた、現在の市場動向や新たな脆弱性監視の強化、もう一つは、特定の潜在的な脆弱性、特に商品市場、証拠金取引、及びレバレッジに焦点をあてた詳細な分析と評価である。

### 3. 金融活動作業部会（FATF）

FATFは、2022年3月4日、「ウクライナ情勢に関するFATF声明」を採択・公表し、ロシアのウクライナ侵攻（invasion）が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に関するリスク状況並びに金融システムの完全性、より広い経済及び安全保障に与える影響に関し、重大な懸念を表明した。

令和4年2月25日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について

金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。足下では、これまでの原油価格上昇等に加えて、ロシア軍の侵攻によるウクライナ情勢の流動化によりさらなる影響が懸念されます。こうした中、重ねての要請となり恐縮に存じますが、金融機関等に対して、以下の内容の要請をいたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

ウクライナ情勢・原油価格上昇等により、中小企業のみならず、大企業・中堅企業を含めた多くの事業者に対する影響が懸念される所、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。

令和4年5月11日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、原油価格・物価高騰等の影響も懸念される所です。

こうした中、政府では、4月26日、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定し、本対策において、中小・小規模事業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等に対する資金繰り支援に万全を期すため、セーフティネット貸付の更なる金利引下げや、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等の9月末までの延長等も盛り込まれた所です。つきましては、官民金融機関等における資金繰り支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。なお、政府では、引き続き、本要請も踏まえた金融機関による資金繰り支援の状況や、事業者の声等についてヒアリングをさせていただきます。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢・原油価格上昇等により、ロシア等と多くの取引がある事業者、国際決済の影響を受けている事業者、部品等の世界的な供給不足で、納期遅延や納品不能により代金の受領等に支障を来している事業者を含め、多くの事業者に影響が生じているところ、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含めた事業者の業況を積極的に把握し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するなど、事業者のニーズに応じ、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。
2. コロナの影響が3年目に入らる中で、2度目、3度目の返済猶予や条件変更の相談が増えていると

ころ、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. 対象要件撤廃に加え、更なる金利引き下げが行われるセーフティネット貸付や、9月末まで申込み期限が延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の特例を始め、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく各種施策を活用し、融資の積極的な実施を含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。
4. 原油価格・物価高騰等への対応のため、事業者においては、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金、設備投資に要する資金、運転資金などのニーズについて、丁寧かつ親身に対応すること。また、事業内容や事業者のニーズに応じ、政府系金融機関の資本金劣後ローンは勿論のこと、民間金融機関においても、資本金劣後ローン、売掛債権担保融資などの様々な手法を活用しながら、事業者の財務基盤の強化、資金繰り支援等に万全を期すこと。
5. 事業者からの2度目、3度目の返済期間・据置期間延長の相談を含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。また、制度上の返済期間・据置期間を超えた延長についても個別の事情に応じて柔軟に相談に応じること。
6. こうした資金繰り支援に加え、ウクライナ情勢等を受けた原材料価格の高騰、調達先・販売先の見直し等、様々な経営課題を抱える事業者の相談に丁寧かつ親身に対応し、経営改善支援に努めること。
7. 原油価格・物価高騰等が国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される中、6月のボーナス返済を設定している顧客からの相談も見込まれることを踏まえ、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予や条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。

令和4年3月14日

暗号資産交換業者 各位

金融庁総合政策局長  
松尾 元信  
財務省国際局長  
三村 淳

ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について（要請）

- 我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、閣議了解<sup>(注1)</sup>を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による支払規制を含めた諸般の措置を実施している。

財務省は、令和2年10月20日、外為法の解釈運用通達を改正し、外為法第16条第1項に規定する支払等には、暗号資産の移転を含むことを明確化しており、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として外務省告示により指定された者（以下、資産凍結等の措置の対象者という。）に対する暗号資産の移転に係る支払も支払規制の対象とされている。

(注1) 閣議了解「「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」(2月26日付)など

(財務省ホームページ)

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/recent.html#ukraine](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/recent.html#ukraine)

- 暗号資産交換業者においては、この趣旨を踏まえ、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、以下の措置を実施していただきたい。なお、その実施に当たっては、別紙についても留意いただきたい。

## 記

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。

(注2) 暗号資産交換業者が取引の相手方として資産凍結等の措置の対象者と暗号資産の売買等の暗号資産に係る取引を行う場合、それに伴って暗号資産の移転や金銭の支払があれば、(帳簿残高の付替えであっても)当該移転は外為法上の支払に該当することに留意すること。

- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。
- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引について、モニタリングを強化すること

(注3) 資産凍結等の措置の対象者を相手方とする取引でなくとも、資産凍結等の措置の対象者の関与が疑われる取引については、金融庁で公表している「疑わしい取引の参考事例(暗号資産交換業者)」を参照して、速やかに疑わしい取引の届出を行うこと。

以上

留意事項

- 本紙記載の措置の実施に当たっては、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月22日）において、以下のとおり、記載されていることに留意いただきたい。
  - ・ （3）リスクの低減策の1つである顧客管理（Customer Due Diligence）に関し、「顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること」と記載されていること
  - ・ （4）海外送金等を行う場合の留意点として、「自ら又は他の金融機関等を通じて海外送金等を行う場合に、外為法をはじめとする海外送金等に係る国内外の法規制等に則り、関係国等の制裁リストとの照合等の必要な措置を講ずることは、もとより当然である。また、海外送金等の業務は、取引相手に対して自らの監視が及びにくいなど、国内に影響範囲がとどまる業務とは異なるリスクに直面していることに特に留意が必要である。金融機関等においては、こうしたリスクの相違のほか、外国当局の動向や国際的な議論にも配慮した上で、リスクの特定・評価・低減を的確に行う必要がある。」と記載されていること
- また、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第1項において、暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならないとされていることに留意いただきたい。